

# ぶんきょうの国保

令和5年版

文 京 区

福祉部国保年金課



# 目次

1	文京区国民健康保険のあゆみ	- 1 -
2	国民健康保険事務機構	- 11 -
2.1	事務分掌	- 11 -
2.2	係別職員数の推移	- 12 -
3	国民健康保険事業の運営に関する協議会	- 14 -
4	被保険者	- 15 -
4.1	年度別被保険者加入状況	- 16 -
4.2	年齢別被保険者数	- 18 -
4.3	外国人加入状況	- 19 -
4.4	事由別資格異動状況（取得、喪失）	- 21 -
5	保険給付	- 23 -
5.1	療養給付の種類	- 23 -
5.2	保険給付内容の推移一覧	- 28 -
5.3	一般療養諸費の年度別推移	- 30 -
5.4	退職者療養諸費の年度別推移	- 31 -
5.5	年度別高額療養費支給状況の推移	- 32 -
5.6	年度別高額医療・高額介護合算療養費支給状況の推移	- 32 -
5.7	年度別高額療養費資金貸付状況の推移	- 33 -
5.8	年度別一部負担金免除状況の推移	- 33 -
5.9	出産育児一時金、葬祭費、結核・精神医療給付金の年度別推移	- 33 -
5.10	不当利得・不正利得・第三者行為	- 33 -
5.11	1人当たりの医療費推移	- 36 -
5.12	診療月別医療費推移	- 37 -
6	退職者医療制度	- 38 -
7	国民健康保険料	- 39 -
7.1	保険料計算方法	- 39 -
7.2	年度別保険料率等の推移	- 40 -
7.3	年度別保険料収納状況の推移（現年分）	- 41 -
7.4	年度別保険料収納状況の推移（滞納繰越分）	- 42 -
7.5	年度別23区収納状況	- 44 -
7.6	年度別不納欠損理由一覧	- 46 -
7.7	令和元年度年齢別滞納状況	- 46 -
7.8	年度別保険料納付方法別収納状況	- 47 -
7.9	年度別口座振替加入状況の推移	- 48 -
7.10	年度別、月別口座振替届出状況	- 49 -
7.11	口座振替引落状況	- 50 -
7.12	均等割保険料の軽減措置等	- 51 -
7.13	算定方式変更に伴う経過措置	- 52 -
7.14	被用者保険の被扶養者だった方への緩和措置	- 53 -
7.15	非自発的失業者（倒産・解雇等の理由により離職された方）に対する軽減措置	- 53 -
7.16	保険料一般減免状況	- 53 -
7.17	均等割賦課、限度額超過世帯等の世帯数と保険料額	- 54 -
8	保健事業	- 55 -
8.1	指定保養施設	- 55 -
8.2	日帰り温泉施設利用補助金事業	- 56 -

8.3	特定健康診査・特定保健指導・	- 56 -
8.4	糖尿病性腎症重症化予防事業	- 57 -
9	国民健康保険事業決算状況	- 58 -
9.1	令和元年度歳入決算状況	- 58 -
9.2	令和元年度歳出決算状況	- 58 -
9.3	過去3年間の決算状況	- 59 -
10	資料 事業年報	

# 1 文京区国民健康保険のあゆみ

年 月	主 な 事 項
昭和 33 年 12 月	新国民健康保険法制定 (昭和 34 年 1 月 1 日施行)
昭和 34 年 10 月	特別区国民健康保険事業調整条例制定
11 月	文京区国民健康保険条例制定
12 月	特別区国民健康保険事業の一斉開始 保険料…………均等割 600 円 + 所得割 (前年度区民税額×95/100) 限度額 50,000 円 給付率…………世帯主 7 割 世帯員 5 割 助産費 1,500 円 葬祭費 2,500 円 被保険者証交付 (藤色)
昭和 35 年 3 月	文京区国民健康保険運営協議会規則制定
10 月	東京都民皆保険達成
昭和 36 年 4 月	国民健康保険全国実施 国民皆保険達成 国民健康保険事業の一環として、指定旅館及び無料健康相談実施 23 区共同で夏季山の家、海水浴場施設開設
7 月	医療費 12.5% 引き上げ
10 月	被保険者証更新 (水色)
12 月	医療費 2.3% 引き上げ
昭和 37 年 12 月	助産費を 2,000 円に改定
昭和 38 年 4 月	昭和 38 年度に限り均等割を 500 円に引き下げ 低所得者世帯に対する保険料減額賦課に関する規定新設 (昭和 38 年 4 月 1 日施行) 結核予防法第 34 条、35 条及び精神衛生法 29 条の適用医療に対し 10 割給付実施 (昭和 38 年 4 月 1 日施行)
8 月	被保険者証更新 (オレンジ色)
10 月	督促手数料の撤廃 準世帯主を 7 割給付に改定
昭和 39 年 4 月	助産費及び葬祭費支給額を 3,000 円に改定
12 月	低所得者世帯に対する保険料減額措置の基準所得額を引き上げ (昭和 40 年 4 月 1 日施行) 地方税法の規定に合わせて保険料延滞金の計算方法改定 (昭和 40 年 4 月 1 日施行)
昭和 40 年 1 月	給付率…………全世帯員 7 割 被保険者証更新 (クリーム色)
10 月	低所得者世帯に対する保険料減額措置の対象範囲拡大 (昭和 40 年度保険料より適用)
昭和 41 年 4 月	地方税法の改定に伴い所得割額の対象を前年度区民税から前年度住民税 (区民税+都民税) に改定 (昭和 41 年度保険料より適用)
10 月	保険料改定 均等割 600 円 + 所得割 (前年度住民税額×112/100) 限度額 50,000 円
昭和 42 年 4 月	永住許可の大韓民国国民及び外国人世帯に属する日本人に国民健康保険適用 地方税法の改定に伴い所得割額の賦課対象より退職所得にかかる住民税額を除外 (昭和 42 年度保険料より適用)
8 月	被保険者証更新 (うぐいす色)
10 月	低所得者世帯に対する保険料減額措置の対象範囲拡大 (昭和 42 年度保険料より適用) 低所得者世帯に対する保険料減額措置の対象世帯における所得計算より退職所得を除外 (昭和 43 年度保険料より適用)
昭和 43 年 4 月	育児手当新設 支給額 2,000 円
8 月	地方税法の改定に伴い保険料延滞金に関する規定の一部改定
昭和 44 年 6 月	低所得者世帯に対する保険料減額措置の対象範囲拡大 (昭和 44 年度保険料より適用)

年 月		主 な 事 項		
昭和 44 年	8 月	被保険者証更新（藤色） 精神衛生法第 32 条適用医療に対する 10 割給付実施		
	9 月	助産費支給額を 10,000 円に改定		
	12 月	東京都の 70 歳以上老人医療の無料化制度実施		
昭和 45 年	4 月	葬祭費支給額を 5,000 円に改定		
昭和 46 年	8 月	被保険者証更新（白茶色）		
昭和 47 年	4 月	保険料を訪問徴収から納付書による自主納付に変更		
	12 月	外国人登録法の規定により外国人登録原票に登録されている全ての外国人に対し国民健康保険を適用		
昭和 48 年	1 月	国の施策として 70 歳以上の老人医療無料化制度を実施		
	8 月	被保険者証更新（濃クリーム色）		
	12 月	高額医療費支給制度の新設 (30,000 円を超える一部負担金について支給を開始。任意給付)		
昭和 49 年	4 月	助産費支給額を 20,000 円、葬祭費支給額を 10,000 円に改定		
	10 月	保険料限度額を 80,000 円に改定 保険料の特別減免制度実施		
昭和 50 年	7 月	保健事業として宿泊施設『海の家』（岩井海岸民宿「あめや」）の借上げ開始		
	8 月	被保険者証更新（藤色）		
	10 月	高額療養費が法定給付となる。（一部負担金 30,000 円）		
昭和 51 年	4 月	保険料改定 均等割 2,400 円 + 所得割（前年度住民税額×112/100） 限度額 120,000 円 条例減額 1 号世帯 720 円（国 6 割+東京都 1 割=7 割減額） 条例減額 2 号世帯 1,200 円（国 4 割+東京都 1 割=5 割減額） 助産費支給金額を 40,000 円に改定		
		8 月	高額療養費の自己負担限度額を 39,000 円に改定	
		昭和 52 年	6 月	高額療養費の貸付制度開始
8 月		被保険者証更新（肌色）		
昭和 53 年	4 月	保険料改定 均等割 4,800 円 + 所得割（前年度住民税額×112/100） 限度額 170,000 円 条例減額 1 号世帯 1,440 円（国 6 割+東京都 1 割=7 割減額） 条例減額 2 号世帯 2,400 円（国 4 割+東京都 1 割=5 割減額） 助産費支給金額を 60,000 円に、葬祭費支給額を 20,000 円に改定		
		昭和 54 年	8 月	被保険者証更新（黄色）
		昭和 55 年	4 月	保険料改定 均等割 6,000 円 + 所得割（前年度住民税額×122/100） 限度額 220,000 円 条例減額 1 号世帯 1,800 円（国 6 割+東京都 1 割=7 割減額） 条例減額 2 号世帯 3,000 円（国 4 割+東京都 1 割=5 割減額） 保険料の算定方式を所得対応方式から医療費対応方式に変更 助産費支給金額を 80,000 円に、葬祭費支給額を 30,000 円に改定
昭和 56 年				4 月
	8 月			
	昭和 57 年	4 月		

年 月		主 な 事 項
昭和 57 年	9 月	高額療養費の自己負担限度額を 45,000 円に改定。ただし、住民税非課税世帯及び 70 歳以上の老人被保険者については 39,000 円に据え置き。
昭和 58 年	1 月	高額療養費の自己負担限度額を 51,000 円に改定。ただし、住民税非課税世帯及び 70 歳以上の老人被保険者については 39,000 円に据え置き。
	2 月	老人保健法実施 一部負担金 外来 月 400 円 入院 1 日 300 円 (2 ヶ月を限度)
	8 月	被保険者証更新 (青色)
昭和 59 年	4 月	保険料限度額を 280,000 円に改定
	10 月	退職者医療制度創設 給付率……退職者本人 8 割、被扶養者入院 8 割、被扶養者外来 7 割 特例療養費制度創設 高額療養費制度改定 非課税世帯の高額療養費自己負担限度額を 30,000 円に改定 多数該当、世帯合算、長期疾病の各制度創設 特定療養費制度創設
昭和 60 年	4 月	被保険者証更新 (あさぎ色) 保険料限度額を 310,000 円に改定
昭和 61 年	4 月	保険料改定 均等割 12,000 円 + 所得割 (現年度住民税額×107/100) 限度額 350,000 円 条例減額 1 号世帯 3,600 円 (国 6 割+東京都 1 割=7 割減額) 条例減額 2 号世帯 6,000 円 (国 4 割+東京都 1 割=5 割減額) 助産費支給額を 130,000 円に、葬祭費支給額を 50,000 円に改定 滞納整理主査新設
	5 月	高額療養費の自己負担限度額を 54,000 円に改定。ただし、住民税非課税世帯については 30,000 円に据え置き。
昭和 62 年	1 月	老人保健の一部負担金改定 外来 月 800 円 入院 1 日 400 円 [低所得者 1 日 300 円 (2 ヶ月を限度)]
	4 月	被保険者証更新 (一般 もえぎ色、退職者 空色) 保険料限度額を 370,000 円に改定
昭和 63 年	4 月	保険料限度額を 390,000 円に改定 保健事業として日帰り施設『海の家』(三浦海岸「人見」)の借上開始
平成 元年	4 月	保険料改定 均等割 14,400 円 + 所得割 (現年度住民税額×107/100) 限度額 400,000 円 条例減額 1 号世帯 4,320 円 (国 6 割+東京都 1 割=7 割減額) 条例減額 2 号世帯 7,200 円 (国 4 割+東京都 1 割=5 割減額) 被保険者証更新 (一般 アイボリー色、退職者 サーモン色)
	6 月	高額療養費の自己負担限度額を 57,000 円に改定。また、住民税非課税世帯については 31,800 円に改定
平成 2 年	4 月	保険料限度額を 420,000 円に改定 徴収嘱託員制度導入 (8 人)
平成 3 年	4 月	被保険者証更新 (一般 水色、退職者 若草色)
	5 月	高額療養費の自己負担限度額を 60,000 円に改定。また、住民税非課税世帯については 33,600 円に改定
平成 4 年	1 月	老人保健の一部負担金改定 外来 月 900 円 入院 1 日 600 円 [低所得者 1 日 300 円 (2 ヶ月を限度)]
	4 月	保険料改定 均等割 16,800 円 + 所得割 (現年度住民税額×107/100) 限度額 440,000 円 条例減額 1 号世帯 5,040 円 (国 6 割+東京都 1 割=7 割減額) 条例減額 2 号世帯 8,400 円 (国 4 割+東京都 1 割=5 割減額) 助産費支給額を 240,000 円に改定
平成 5 年	4 月	保険料限度額を 460,000 円に改定 被保険者証更新 (一般 さくら色、退職者 濃クリーム色)

年 月		主 な 事 項			
平成 5 年	4 月	老人保健の一部負担金改定 外来 月 1,000 円 入院 1 日 700 円〔低所得者 1 日 300 円 (2 ヶ月を限度)〕			
	5 月	高額療養費の自己負担限度額を 63,000 円に改定。また、住民税非課税世帯については 35,400 円に改定			
平成 6 年	4 月	保険料改定 均等割 15,900 円 + 所得割 (現年度住民税額×133.7/100) 限度額 500,000 円 条例減額 1 号世帯 4,770 円 (国 6 割+東京都 1 割=7 割減額) 条例減額 2 号世帯 7,950 円 (国 4 割+東京都 1 割=5 割減額)			
	10 月	助産費及び育児手当金廃止、出産育児一時金創設 支給額 300,000 円 入院時食事療養費創設 標準負担額 1 日 600 円 (低所得者 450 円、長期入院 300 円、老齢福祉年金受給者 200 円) 訪問看護療養費創設 移送費を療養費から分離			
平成 7 年	4 月	保険料改定 均等割 16,800 円 + 所得割 (現年度住民税額×119/100) 限度額 500,000 円 条例減額 1 号世帯 5,040 円 (国 6 割+東京都 1 割=7 割減額) 条例減額 2 号世帯 8,400 円 (国 4 割+東京都 1 割=5 割減額) 被保険者証更新 (一般 空色、退職者 サーマン色) 老人保健の一部負担金改定 外来 月 1,010 円 入院 1 日 700 円〔低所得者 1 日 300 円 (2 ヶ月を限度)〕			
平成 8 年	4 月	保険料改定 均等割 19,500 円 + 所得割 (現年度住民税額×155/100) 限度額 520,000 円 条例減額 1 号世帯 5,850 円 (国 6 割+東京都 1 割=7 割減額) 条例減額 2 号世帯 9,750 円 (国 4 割+東京都 1 割=5 割減額) 郵便局の自動払込み開始 老人保健の一部負担金改定 外来 月 1,020 円 入院 1 日 710 円〔低所得者 1 日 300 円 (2 ヶ月を限度)〕			
	6 月	高額療養費の自己負担限度額を 63,600 円に改定。ただし、住民税非課税世帯については 35,400 円に据え置き			
	10 月	入院時食事療養費改定 標準負担額 1 日 760 円 (低所得者 650 円、長期入院 500 円、老齢福祉年金受給者 300 円)			
平成 9 年	4 月	保険料改定 均等割 22,500 円 + 所得割 (現年度住民税額×162/100) 限度額 520,000 円 条例減額 1 号世帯 6,750 円 (国 6 割+東京都 1 割=7 割減額) 条例減額 2 号世帯 11,250 円 (国 4 割+東京都 1 割=5 割減額) 被保険者証更新 (一般 うぐいす色、退職者 濃クリーム色) 葬祭費支給額を 60,000 円に改定			
	9 月	老人保健の一部負担金改定 外来 1 回 500 円 (同一保険医療機関ごとに 1 ヶ月 4 回を限度) 入院 1 日 1,000 円 (低所得者 1 日 500 円) 外来薬剤の一部負担創設 (6 歳未満の者と老人保健の低所得者は免除) 内服薬 投薬ごとに 1 日分につき 1 種類 0 円 2~3 種類 30 円 4~5 種類 60 円 6 種類以上 100 円 外用薬 投薬ごとに 1 種類 50 円 2 種類 100 円 3 種類 150 円 頓服薬 投薬ごとに 1 種類 10 円			



年 月		主 な 事 項
平成 10 年	4 月	保険料改定 均等割 26,100 円 + 所得割 (現年度住民税額×187/100) 限度額 530,000 円 条例減額 1 号世帯 7,830 円 (国 6 割+東京都 1 割=7 割減額) 条例減額 2 号世帯 13,050 円 (国 4 割+東京都 1 割=5 割減額) 出産育児一時金支給額を 350,000 円に、葬祭費支給額を 70,000 円に改定 老人保健の一部負担金改定 入院 1 日 1,100 円 (低所得者 1 日 500 円)
平成 11 年	4 月	老人保健の一部負担金改定 外来 1 回 530 円 (同一保険医療機関等ごとに 1 ヶ月 4 回を限度) 入院 1 日 1,200 円 (低所得者 1 日 500 円) 被保険者証更新 (一般 藤色、退職者 ベージュ色)
平成 12 年	4 月	特別区制度改革 特別区への特例規定である国保法第 118 条及び同法施行令第 40 条による都の調整措置を廃止、各区は自主的・自立的な事業運営を行っていくことになった。ただし当面の間、統一保険料方式により 23 区の保険料(基礎分)は統一することとする。 介護保険制度創設 第 2 号被保険者(40 歳以上 65 歳未満)の国保加入者は、今までの医療分(基礎分)に加え介護納付金分(介護分)を国民健康保険料として納入。 介護分保険料 均等割 7,200 円+所得割 (現年度住民税額× 12/100) 限度額 70,000 円 保険料(基礎分)改定 均等割 26,100 円+所得割 (現年度住民税額×194/100)
平成 13 年	1 月	入院時食事療養費改定 標準負担額 1 日 780 円 (低所得者 650 円、長期入院 500 円、老齢福祉年金受給者 300 円) 高額療養費の自己負担限度額改定 住民税課税世帯 上位所得者 121,800 円+ (医療費-609,000) × 1% 上位所得者以外 63,600 円+ (医療費-318,000) × 1% 住民税非課税世帯 35,400 円 (4 回目からは、それぞれ 70,800 円・37,200 円・24,600 円) 老人保健の一部負担金改定 外来・入院とも原則として医療費の 1 割を負担 (定率 1 割負担制・上限あり) *外来は定額負担制の診療所もある 1 日 800 円 (1 ヶ月 4 回まで負担) 訪問看護 定率 1 割負担制 (費用の 1 割を負担) 1 ヶ月 3,000 円まで負担 *定額負担制を選択する訪問看護ステーションでは 1 日 600 円 (1 ヶ月 5 回まで負担) 海外療養費新設
	4 月	被保険者証更新 (一般 さくら色、退職者 みず色) 保険料改定 基礎分 均等割 27,300 円 + 所得割 (現年度住民税額×194/100) 限度額 530,000 円 介護分 均等割 8,100 円 + 所得割 (現年度住民税額× 13/100) 限度額 70,000 円
平成 14 年	4 月	保険料改定 (基礎分改定なし) 介護分 均等割 7,800 円 + 所得割 (現年度住民税額×12/100) 限度額 70,000 円 老人保健の一部負担金改定 外来の定率 1 割負担上限額引上げ *外来で定額負担制の診療所 1 日 850 円 (1 ヶ月 4 回まで負担) 訪問看護の定率 1 割負担上限額を 3,200 円に引上げ *定額負担制の訪問看護ステーション 1 日 640 円 (1 ヶ月 5 回まで負担)
	10 月	3 歳未満児の医療費は、2 割負担へ引下げ 高額療養費の自己負担限度額改定 (住民税非課税世帯の改定なし) 住民税課税世帯 上位所得者 139,800 円+ (医療費-699,000) × 1% 上位所得者以外 72,300 円+ (医療費-361,500) × 1% (4 回目からは、それぞれ 77,700 円・40,200 円)

年 月	主 な 事 項
平成 14 年 10 月	<p>老人保健の対象年齢引上げ 老人保健の対象年齢を段階的に 75 歳（一定の障害のある方は 65 歳）以上へ引上げる。これに伴い、退職者医療制度の対象年齢も段階的に引上げる。</p> <p>70 歳以上被保険者の一部負担金改定 医療費の 1 割を負担（一定以上の所得者は 2 割負担） 所得区分を細分化し、自己負担限度額を改定（月額上限制、診療所の定額負担制は廃止）</p> <p>保健事業 「海の家」（三浦海岸 宿泊施設・日帰り施設）終了</p>
平成 15 年 4 月	<p>被保険者証更新（一般 うぐいす色、退職者 藤色）、短期証・資格証も同様（前期高齢者証・特定疾病療養受療証 白色）*個人証（カードタイプ）に変更</p> <p>保険料改定 基礎分 均等割 29,400 円 + 所得割（現年度住民税額×204/100） 限度額 530,000 円 介護分 均等割 9,000 円 + 所得割（現年度住民税額×15/100） 限度額 70,000 円</p> <p>結核・精神医療給付金制度改正（申告により非課税者に受給者証交付） 退職被保険者等（70 歳未満）は 3 割負担へ変更 薬剤一部負担金廃止・特例療養費（平成 14 年度診療分）で廃止 高額療養費の自己負担限度額改定 上位所得者 139,800 円 +（医療費 - 466,000）× 1% 上位所得者以外 72,300 円 +（医療費 - 241,000）× 1%</p>
6 月	<p>保健事業 夏季保養施設利用補助金開始 国保指定旅館のうち JTB 上野支店取扱いの 9 施設を夏季保養施設として、宿泊に対し補助金（1泊2千円）を支給。</p>
平成 16 年 4 月	<p>保険料改定 基礎分 均等割 30,200 円 + 所得割（現年度住民税額×208/100） 限度額 530,000 円 介護分 均等割 10,800 円 + 所得割（現年度住民税額× 22/100） 限度額 80,000 円</p>
9 月	<p>保健事業 夏季保養施設利用補助金終了</p>
平成 17 年 4 月	<p>保険料改定 基礎分 均等割 32,100 円 + 所得割（現年度住民税額×208/100） 限度額 530,000 円 介護分 均等割 12,000 円 + 所得割（現年度住民税額× 26/100） 限度額 80,000 円</p> <p>保健事業 日帰り温泉施設利用補助金事業開始 東京ドーム天然温泉スパクア割引入館券を、希望する国保被保険者に配布。</p>
10 月	<p>被保険者証更新（一般 濃クリーム色、退職者 空色）</p>
平成 18 年 4 月	<p>保険料改定 基礎分 均等割 33,000 円 + 所得割（現年度住民税額×182/100） 限度額 530,000 円 介護分 均等割 12,000 円 + 所得割（現年度住民税額× 29/100） 限度額 80,000 円</p> <p>精神医療給付金制度改正 対象者 非課税者から非課税世帯の者に改正 給付割合 5%⇒10%</p> <p>保健事業 訪問相談事業開始（平成 19 年度で終了） 国保被保険者のうち頻回・多受診の者に対し、保健師等による訪問指導を行い、健康・療養上の問題点を指導・助言。</p>
10 月	<p>医療制度改革による自己負担限度額改定 70 歳以上一定以上所得者の一部負担金改定 医療費の 2 割⇒3 割</p>

年 月	主 な 事 項
10月	高額療養費自己負担限度額変更（住民税非課税世帯を除く） 上位所得者 150,000円＋（医療費－500,000）×1% 上位所得者以外 80,100円＋（医療費－267,000）×1% 上位所得者判定基準改定 人工透析をする上位所得者については、自己負担限度額1万円⇒2万円 入院時生活療養費創設 特定療養費を廃止し、保険外併用療養費創設
平成19年 4月	保険料改定 基礎分 均等割 35,100円 ＋ 所得割（現年度住民税額×124/100） 限度額 530,000円 介護分 均等割 12,000円 ＋ 所得割（現年度住民税額×20/100） 限度額 90,000円 限度額適用認定証の交付 70歳未満被保険者の入院時における医療機関窓口での自己負担分 3割⇒自己負担限度額
10月	被保険者証更新（一般 サーモン色、退職者 若草色）
平成20年 4月	医療制度改革による後期高齢者医療制度の創設及び特定健康診査・特定保健指導事業の開始 国民健康保険の加入者はこれまでの基礎分及び介護分に加えて、後期高齢者医療支援金分（支援金分）を国民健康保険料として納入 基礎分 均等割 28,800円 ＋ 所得割（現年度住民税額×90/100） 限度額 470,000円 支援金分 均等割 8,100円 ＋ 所得割（現年度住民税額×27/100） 限度額 120,000円 介護分 均等割 11,100円 ＋ 所得割（現年度住民税額×12/100） 限度額 90,000円 保険料の納付回数 年12回⇒年9回 高額医療・高額介護合算療養費の創設 一部負担金改正 3歳以上義務教育就学前まで 3割⇒2割 70歳以上一定以上所得者 3割（改定なし） その他 1割⇒2割（国の措置により平成21年度までは1割に据え置き）
10月	年金からの保険料徴収（特別徴収）の開始
11月	コンビニ収納の開始
平成21年 1月	出産育児一時金支給額を380,000円に改定
4月	保険料改定 基礎分 均等割 27,600円 ＋ 所得割（現年度住民税額×68/100） 限度額 470,000円 支援金分 均等割 9,600円 ＋ 所得割（現年度住民税額×26/100） 限度額 120,000円 介護分 均等割 11,100円 ＋ 所得割（現年度住民税額×11/100） 限度額 100,000円
10月	出産育児一時金支給額を420,000円に改定 被保険者証更新（一般 うぐいす色、退職者 藤色）
平成22年 4月	保険料改定 基礎分 均等割 31,200円 ＋ 所得割（現年度住民税額×80/100） 限度額 500,000円 支援金分 均等割 8,700円 ＋ 所得割（現年度住民税額×23/100） 限度額 130,000円 介護分 均等割 12,000円 ＋ 所得割（現年度住民税額×12/100） 限度額 100,000円 一部負担金 70歳以上一定以上所得者以外 2割 （国の措置により平成22年度までは1割に据え置き）

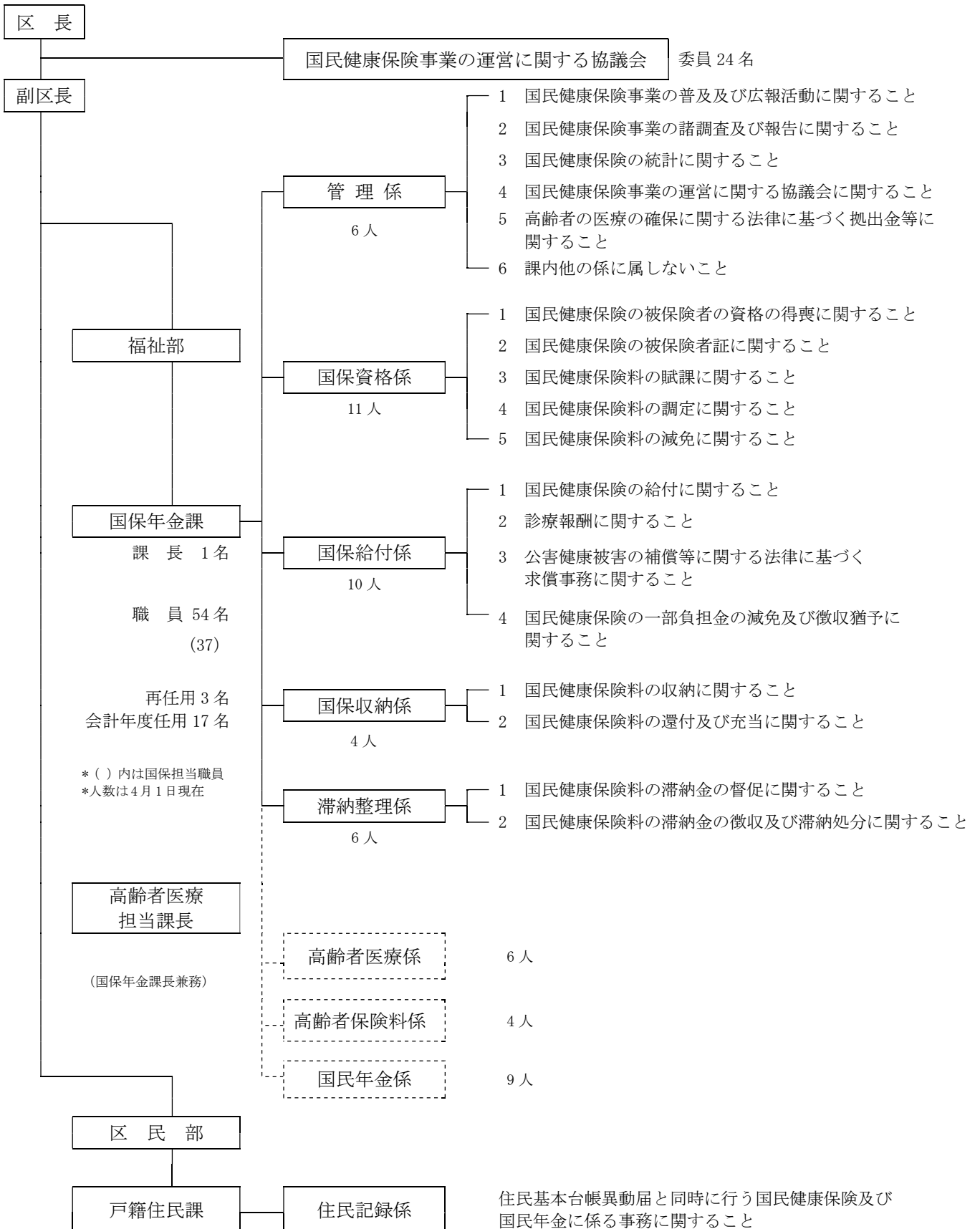
年 月	主 な 事 項
平成 23 年 4 月	<p>保険料改定 ※所得割額が住民税方式から旧ただし書き方式に変更 (現年度算定基礎額=旧ただし書き所得-33万円) 平成 23 年度保険料より適用</p> <p>基礎分 均等割 31,200 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×6.13%) 限度額 510,000 円</p> <p>支援金分 均等割 8,700 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×1.96%) 限度額 140,000 円</p> <p>介護分 均等割 13,200 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×1.00%) 限度額 120,000 円</p> <p>保健事業 日帰り温浴施設事業開始 既契約施設 1 施設と新規に 2 施設と契約し、被保険者の割引利用を開始 一部負担金 70 歳以上一定以上所得者以外 2 割 (国の措置により平成 23 年度までは 1 割に据え置き)</p>
10 月	被保険者証更新 (一般 濃クリーム色、退職者 空色)
平成 24 年 4 月	<p>保険料改定</p> <p>基礎分 均等割 30,000 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×6.28%) 限度額 510,000 円</p> <p>支援金分 均等割 10,200 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×2.23%) 限度額 140,000 円</p> <p>介護分 均等割 14,100 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×1.17%) 限度額 120,000 円</p> <p>一部負担金 70 歳以上一定以上所得者以外 2 割 (国の措置により平成 24 年度までは 1 割に据え置き)</p>
7 月	住民基本台帳法の改正に伴い、外国人の国民健康保険への加入要件が変更
平成 25 年 4 月	<p>保険料改定</p> <p>基礎分 均等割 30,600 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×6.02%) 限度額 510,000 円</p> <p>支援金分 均等割 10,800 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×2.34%) 限度額 140,000 円</p> <p>介護分 均等割 15,000 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×1.48%) 限度額 120,000 円</p> <p>一部負担金 70 歳以上一定以上所得者以外 2 割 (国の措置により平成 25 年度までは 1 割に据え置き)</p>
10 月	被保険者証更新 (一般 サーモン、退職者 若草色)
平成 26 年 4 月	<p>保険料改定</p> <p>基礎分 均等割 32,400 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×6.30%) 限度額 510,000 円</p> <p>支援金分 均等割 10,800 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×2.17%) 限度額 160,000 円</p> <p>介護分 均等割 15,300 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×1.37%) 限度額 140,000 円</p> <p>一部負担金 70 歳以上一定以上所得者以外 2 割 (国の軽減特例措置により、昭和 14 年 4 月 2 日～昭和 19 年 4 月 1 日生まれの方の自己負担は 1 割に据え置き)</p>

年 月		主 な 事 項			
平成 27 年	4 月	保険料改定 基礎分 均等割 33,900 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×6.45%) 限度額 520,000 円 支援金分 均等割 10,800 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×1.98%) 限度額 170,000 円 介護分 均等割 14,700 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×1.21%) 限度額 160,000 円 一部負担金 70 歳以上一定以上所得者以外 2 割 (国の軽減特例措置により、昭和 15 年 4 月 2 日～昭和 19 年 4 月 1 日生まれの方の自己負担は 1 割に据え置き)			
	10 月	被保険者証更新 (一般 うぐいす色、退職者 藤色)			
平成 28 年	4 月	保険料改定 基礎分 均等割 35,400 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×6.86%) 限度額 540,000 円 支援金分 均等割 10,800 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×2.02%) 限度額 190,000 円 介護分 均等割 14,700 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×1.27%) 限度額 160,000 円 一部負担金 70 歳以上一定以上所得者以外 2 割 (国の軽減特例措置により、昭和 16 年 4 月 2 日～昭和 19 年 4 月 1 日生まれの方の自己負担は 1 割に据え置き)			
	4 月	保険料改定 基礎分 均等割 38,400 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×7.47%) 限度額 540,000 円 支援金分 均等割 11,100 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×1.96%) 限度額 190,000 円 介護分 均等割 15,600 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×1.35%) 限度額 160,000 円 一部負担金 70 歳以上一定以上所得者以外 2 割 (国の軽減特例措置により、昭和 17 年 4 月 2 日～昭和 19 年 4 月 1 日生まれの方の自己負担は 1 割に据え置き)			
	8 月	70 歳以上の一般世帯 (住民税課税) の外来自己負担限度額に年間限度額 144,000 円を新設。			
	10 月	被保険者証更新 (一般 濃クリーム色、退職者 空色)			
	3 月	第 1 期データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画の策定 (平成 30 年度～35 年度)			
平成 30 年	4 月	国保制度の広域化 (都道府県が財政運営の責任主体となり、区市町村とともに国保事業を運営する) 保険料改定 基礎分 均等割 39,000 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×7.32%) 限度額 580,000 円 支援金分 均等割 12,000 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×2.22%) 限度額 190,000 円 介護分 均等割 15,600 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×1.33%) 限度額 160,000 円 国保制度の広域化 収納金の延滞金徴収及び還付加算金開始 高齢受給者証がはがきサイズからカードサイズへ変更 (随時更新)			
	8 月	高齢受給者証がはがきサイズからカードサイズへ変更 (一斉更新) 高額療養費自己負担限度額変更			

年 月		主 な 事 項			
平成 31 年	4 月	保険料改定			
		基礎分	均等割	39,900 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×7.25%)
			限度額	610,000 円	
		支援金分	均等割	12,300 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×2.24%)
	限度額	190,000 円			
	介護分	均等割	15,600 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×1.41%)	
	限度額	160,000 円			
令和元年	8 月	糖尿病性腎症重症化予防事業の開始			
	10 月	被保険者証更新 (一般 サーモン色、退職者 若草色)			
令和 2 年	4 月	保険料改定			
		基礎分	均等割	39,900 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×7.14%)
			限度額	630,000 円	
		支援金分	均等割	12,900 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×2.29%)
	限度額	190,000 円			
	介護分	均等割	15,600 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×1.69%)	
	限度額	170,000 円			
令和 3 年	4 月	保険料改定			
		基礎分	均等割	38,800 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×7.13%)
			限度額	630,000 円	
		支援金分	均等割	13,200 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×2.41%)
	限度額	190,000 円			
	介護分	均等割	17,000 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×2.12%)	
	限度額	170,000 円			
	10 月	被保険者証更新 (ウグイス色)			
令和 4 年	4 月	保険料改定			
		基礎分	均等割	42,100 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×7.16%)
			限度額	650,000 円	
		支援金分	均等割	13,200 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×2.28%)
	限度額	200,000 円			
	介護分	均等割	16,600 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×2.09%)	
	限度額	170,000 円			
		未就学児の均等割額を二分の一にする制度の開始			
令和 5 年	4 月	国保滞納整理係を廃止し、滞納整理係を新設 出産育児一時金支給額を 500,000 円に改定			
		保険料改定			
		基礎分	均等割	45,000 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×7.17%)
			限度額	650,000 円	
		支援金分	均等割	15,100 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×2.42%)
			限度額	220,000 円	
		介護分	均等割	16,200 円	+ 所得割 (現年度算定基礎額×1.92%)
			限度額	170,000 円	
	10 月	被保険者証更新 (クリーム色)			

## 2 国民健康保険事務機構

### 2.1 事務分掌



## 2.2 係別職員数の推移

年月日 \ 係	庶務係	給資 付係格	賦課係	徴収係	計	備考	
昭和34年4月1日	6	12	8	23	49		
昭和36年4月1日	4	13	11	23	51		
昭和37年4月1日	6	13	11	23	53		
年月日 \ 係	管理係	給資 付係格	賦課係	徴収係	計	備考	
昭和40年4月1日	5	13	12	24	54		
昭和41年4月1日	5	13	11	24	53		
昭和43年4月1日	5	13	10	24	52		
昭和44年4月1日	5	13	10	25	53		
昭和47年4月1日	5	13	10	23	51	児童 △2	
昭和48年4月1日	5	14	11	20	50	外人+1、情報△1、学校△1	
昭和49年4月1日	5	16	12	17	50		
昭和50年4月1日	5	16	11	17	49	電算 △1	
昭和51年4月1日	5	16	10	17	48	電算 △1	
年月日 \ 係	管理係	賦資 課係格	給付係	徴収係	計	備考	
昭和52年4月1日	5	17	10	17	49	公害補償 +1	
昭和53年4月1日	5	17	10	17	49		
昭和54年4月1日	5	17	10	16	48		
昭和55年4月1日	5	15	10	16	46	システム電算化 △3	
昭和56年4月1日	5	15	10	14	44	消込電算化 △2	
昭和58年4月1日	5	15	9	14	43	老人保健法 △1	
昭和60年4月1日	5	16	10	14	45	退職者医療制度 +2	
年月日 \ 係	管理係	賦資 課係格	給付係	徴収係	主 査	計	備考
昭和61年4月1日	5	12	10	17	1	45	
昭和62年4月1日	5	12	10	16	1	44	行革 △1
昭和63年4月1日	5	12	10	15	1	43	行革 △1
平成元年4月1日	5	12	9	13	2	41	行革 △2
年月日 \ 係	管理係	賦資 課係格	給付係	収納係	主 査	計	備考
平成2年4月1日	5	14	9	8	4	40	組織改正 △1
平成3年4月1日	5	14	9	7	4(6)	41	
平成4年4月1日	5	12	9	7	4(5)	38	行革 △3
平成6年4月1日	5	11	9	7	4(5)	37	行革 △1
平成8年4月1日	5	10	9	7	4	35	行革 △2
平成11年4月1日	5	11	9	7	4	36	介護準備(過員) +1
平成13年4月1日	5	9	9	7	4	34	欠員(1) △2
年月日 \ 係	管理係	資国 格係保	給国 付係保	収国 納係保	主 査	計	備考
平成14年4月1日	5	9	9	8	4	35	
平成15年4月1日	7	9	9	7	3(1)	36	
平成16年4月1日	6	10	9	7	3(1)	36	
平成17年4月1日	7	11	9	7	3(2)	39	
平成18年4月1日	9	10	9	7	3(2)	40	
平成19年4月1日	9	10	9	7	3(1)	39	
平成20年4月1日	8	11	10	7	3(1)	40	
平成21年4月1日	6	11	10	7	3(1)	38	外に後期高齢者医療部門・年金部門あり



年月日	係	管理係	資国 格係保	給国 付係保	収国 納係保	滞納 整理 係	計	備考
平成25年4月1日		7	10	10	7	4	38	国保滞納整理係 +1
平成26年4月1日		6	11	11	7	4	39	
平成27年4月1日		6	11	10	7	4	38	
平成28年4月1日		7	11	10	7	4	39	
平成29年4月1日		7	11	9	7	4	38	
平成30年4月1日		6	11	10	7	5	39	
平成31年4月1日		6	11	10	7	5	39	
令和2年4月1日		6	11	10	6	5	38	
令和3年4月1日		6	11	9	6	4	36	
令和4年4月1日		7	11	10	5	4	37	
年月日	係	管理係	資国 格係保	給国 付係保	収国 納係保	滞納 整理 係	計	備考
令和5年4月1日		7	11	10	4	6	38	

※課長は管理係に含む。 ※( )内は一般職員数。 ※徴収嘱託員8名 (H2. 4. 1～H30. 3. 31)

### 3 国民健康保険事業の運営に関する協議会

国民健康保険事業の運営に関する協議会は、国民健康保険法第 11 条の規定により、国保事業の運営に関する重要事項を審議するために設置された区長の諮問機関であり、平成 30 年 4 月から国民健康保険法の一部改正に伴い、名称変更した。

協議会は、被保険者代表委員 7 名、保険医又は保険薬剤師代表委員 7 名、公益代表委員 7 名及び被用者保険等保険者代表委員 3 名、計 24 名で構成されている。委員の任期は 3 年で、補充委員の任期は前任者の残任期間である。協議会は、区長の諮問に応じて次の事項を審議する。

- ア 療養の給付の充実及び改善に関すること
- イ 保険料の徴収方法に関すること
- ウ 前二号のほか、区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項

#### 文京区国民健康保険事業の運営に関する協議会委員名簿

令和 5 年 4 月 1 日現在（定数 24 名）

区 分	氏 名	選 出 母 体
被 保 険 者 代 表	豊 島 弘 江	礪 川 地 区 町 会 連 合 会
	神 田 泰 子	大 原 地 区 町 会 連 合 会
	上 村 恵 子	音 羽 地 区 町 会 連 合 会
	中 島 淳 子	向 丘 地 区 町 会 連 合 会
	戸 塚 佐 代 子	根 津 弥 生 七 ヶ 町 連 合 会
	佐 藤 正 恵	汐 見 地 区 町 会 連 合 会
	秋 月 美 由 紀	駒 込 地 区 町 会 連 合 会
保 険 医 ・ 保 険 薬 剤 師 代 表	内 海 裕 美	小 石 川 医 師 会
	弓 幸 史	小 石 川 医 師 会
	山 道 博	文 京 区 医 師 会
	近 藤 秀 弥	文 京 区 医 師 会
	土 居 浩	小 石 川 歯 科 医 師 会
	三 羽 敏 夫	文 京 区 歯 科 医 師 会
	成 塚 康 之	文 京 区 薬 剤 師 会
公 益 代 表	国 府 田 久 美 子	区 議 会
	沢 田 けい じ	区 議 会
	白 石 英 行	区 議 会
	松 平 雄 一 郎	区 議 会
	宮 崎 こう き	区 議 会
	宮 野 ゆ み こ	区 議 会
	宮 本 伸 一	区 議 会
被 用 者 保 険 等 保 険 者 代 表	金 田 泰 行	共 済 組 合 健 康 保 険
	森 田 章	組 合 管 掌 健 康 保 険
	佐 藤 章	組 合 管 掌 健 康 保 険

## 4 被保険者

### ① 国民健康保険の被保険者について

東京都に住所を有する者は、国民健康保険法第5条の規定により、本人の意思にかかわらず都が文京区とともに行う国民健康保険の被保険者となる。ただし、次のいずれかに該当する者は国民健康保険の被保険者としない。

- ア 健康保険組合など、被用者保険に加入している者及びその被扶養者
- イ 後期高齢者医療制度の被保険者
- ウ 国民健康保険組合に加入している者
- エ 生活保護受給者
- オ その他特別の理由がある者で厚生労働省で定めるもの

### ② 外国人の国民健康保険の適用について

住民登録を行っており、3か月超の在留期間がある者で他の健康保険に加入していない者は、原則国民健康保険に加入しなければならない。

### ③ 一般被保険者・退職被保険者等について

被保険者は、一般被保険者と退職被保険者等に分かれる。退職被保険者等とは、退職者医療制度の対象者である厚生年金・共済年金の老齢年金受給権者等とその被扶養者のことだが、平成26年度末で新規加入を廃止し、令和元年度に退職被保険者の年齢到達（65歳）により一般被保険者へ移行した。

### ④ 前期高齢者について

70歳以上の被保険者には前期高齢者として、被保険者証とは別に自己負担割合を明示した高齢受給者証が交付される。自己負担割合は、一定以上の所得のある方は3割負担、それ以外の方は2割負担で、病院・診療所等の窓口で被保険者証と高齢受給者証を提示し、診療を受ける。

### ⑤ 介護保険被保険者について

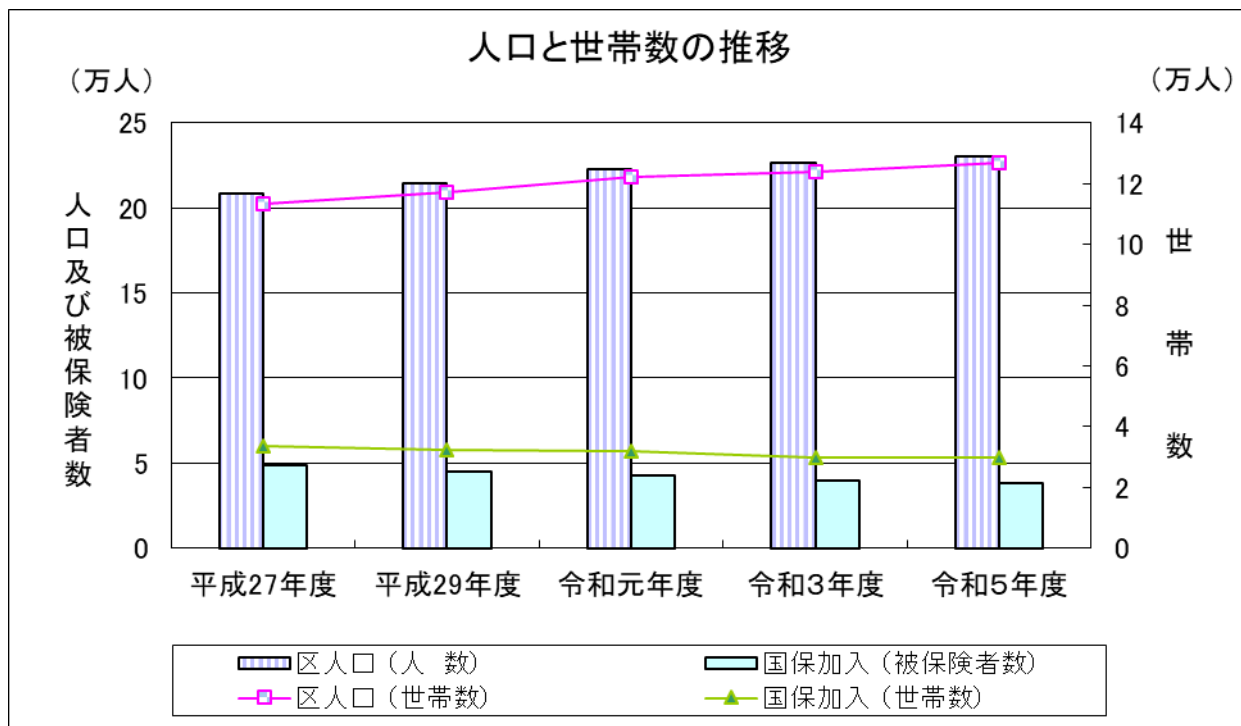
40歳以上の者は全て被保険者となり、被保険者は第1号被保険者（65歳以上の者）と第2号被保険者（40歳以上64歳までの者）とに分かれる。第2号被保険者の介護保険料は、健康保険の保険者が保険料に上乗せして賦課徴収する。

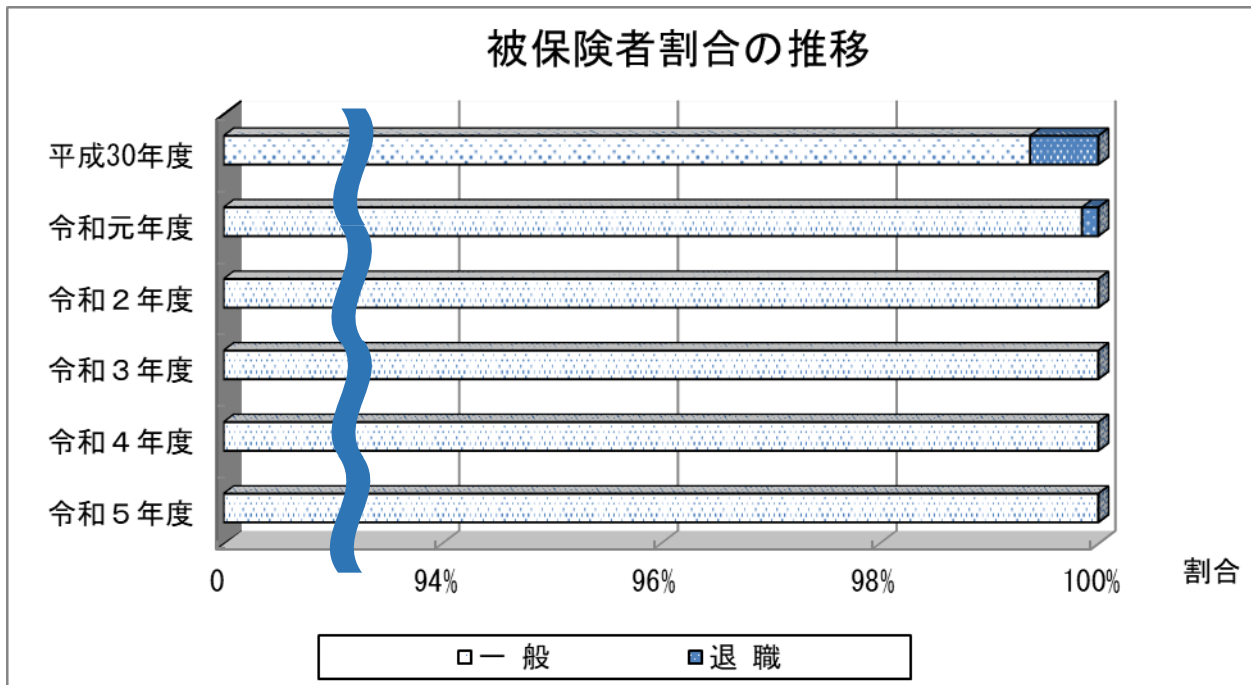
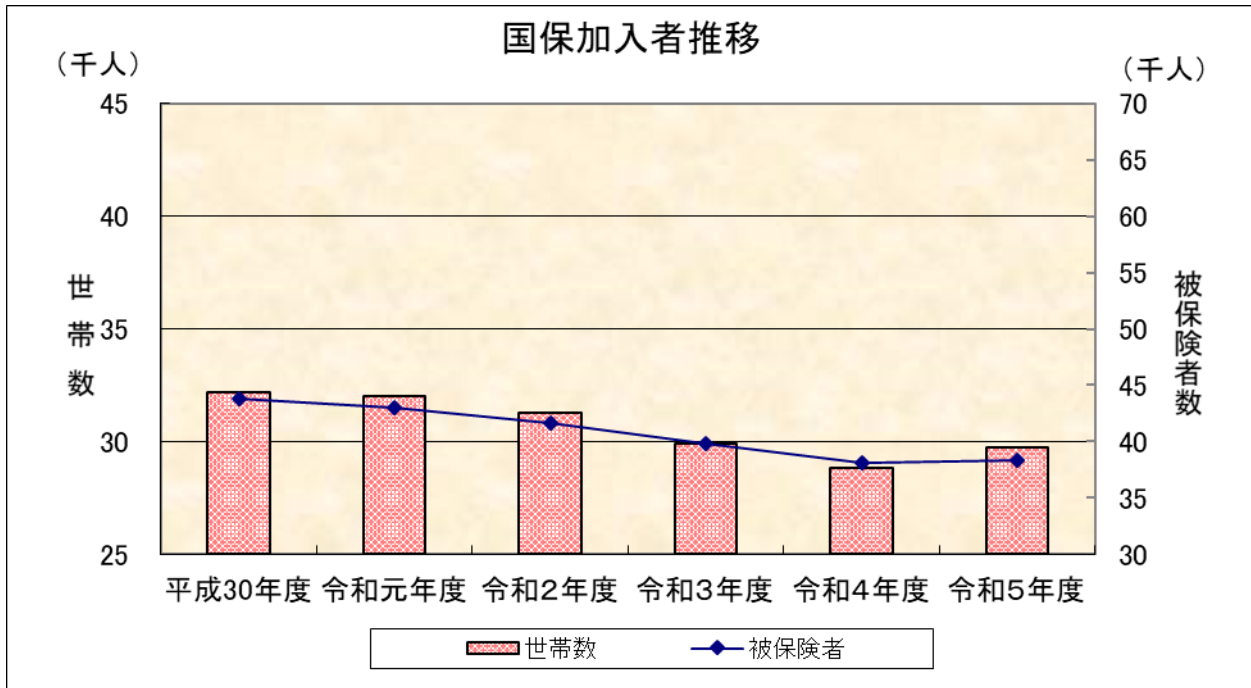
#### 4.1 年度別被保険者加入状況

基準日：4月1日

区分 年度	区人口		国保加入者数				加入割合(%)	
	世帯数	人数	世帯数	被保険者	被保険者内訳		世帯	被保険者
					一般	退職		
平成26年度	111,633	205,061	33,609	49,086	47,272	1,814	30.11	23.94
平成27年度	113,518	208,542	33,596	48,400	46,832	1,568	29.60	23.21
平成28年度	115,197	211,451	33,176	47,022	45,979	1,043	28.80	22.24
平成29年度	117,107	214,683	32,453	45,022	44,428	594	27.71	20.97
平成30年度	119,087	218,180	32,166	43,809	43,536	273	27.01	20.08
令和元年度	122,189	223,079	31,998	42,951	42,887	64	26.19	19.25
令和2年度	124,215	226,933	31,283	41,666	41,666	0	25.18	18.36
令和3年度	123,750	226,653	29,886	39,805	39,805	0	24.15	17.56
令和4年度	124,069	227,218	28,809	38,107	38,107	0	23.22	16.77
令和5年度	127,040	230,201	29,753	38,377	38,377	0	23.42	16.67

※区人口には、昭和62年度から外国人登録人口を、平成8年度から外国人世帯を含む。

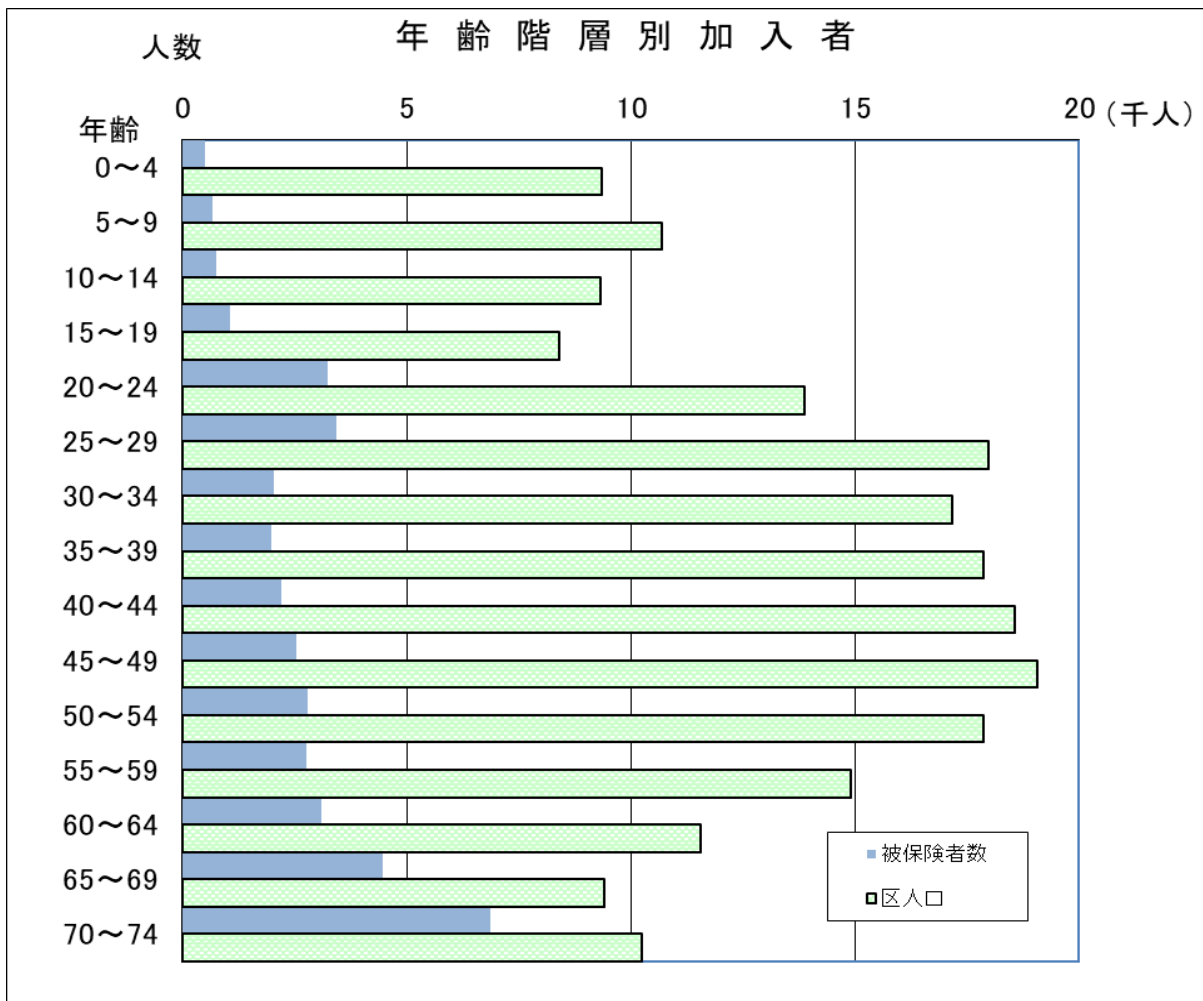




## 4.2 年齢別被保険者数

令和5年4月1日現在

年 齢	区人口	被保険者数	区人口における被保険者の割合 (%)	構成比 (%)
0～4 歳	9,345	493	5.28	1.28
5～9 歳	10,705	657	6.14	1.71
10～14 歳	9,324	741	7.95	1.93
15～19 歳	8,394	1,056	12.58	2.75
20～24 歳	13,864	3,237	23.35	8.43
25～29 歳	17,981	3,429	19.07	8.94
30～34 歳	17,169	2,051	11.95	5.34
35～39 歳	17,870	1,988	11.12	5.18
40～44 歳	18,556	2,219	11.96	5.78
45～49 歳	19,058	2,531	13.28	6.60
50～54 歳	17,872	2,785	15.58	7.26
55～59 歳	14,895	2,756	18.50	7.18
60～64 歳	11,560	3,096	26.78	8.07
65～69 歳	9,396	4,477	47.65	11.67
70～74 歳	10,258	6,861	66.88	17.88
合 計	206,247	38,377	18.61	100.00



### 4.3 外国人加入状況

#### ① 国別外国人国保加入状況

令和5年4月現在

区分 国籍名	外国人の住民登録者数 (人)	国保加入		加入割合 (%)
		世帯数	被保険者	
中国	7,306	3,665	3,947	54.02
韓国・朝鮮	1,622	520	578	35.64
米国	448	221	232	51.79
フランス	255	86	87	34.12
フィリピン	200	78	79	39.50
タイ	205	105	110	53.66
インド	113	52	58	51.33
ネパール	209	78	133	63.64
ミャンマー	395	180	194	49.11
ベトナム	477	280	285	59.75
英国	142	59	61	42.96
マレーシア	105	62	62	59.05
オーストラリア	59	20	20	33.90
カナダ	88	37	37	42.05
インドネシア	70	33	34	48.57
ドイツ	78	36	39	50.00
ブラジル	31	15	15	48.39
ロシア	55	24	29	52.73
イラン	17	8	8	47.06
イタリア	64	33	33	51.56
バングラデシュ	11	5	8	72.73
スリランカ	23	10	11	47.83
モンゴル	54	28	29	53.70
シンガポール	37	17	17	45.95
ルーマニア	11	5	6	54.55
トルコ	16	13	13	81.25
ニュージーランド	21	6	6	28.57
スペイン	39	22	22	56.41
スウェーデン	21	9	9	42.86
パキスタン	8	3	4	50.00
無国籍	9	0	0	-----
その他	430	253	264	61.40
合計	12,619	5,963	6,430	50.95

② 年度別登録者数

基準日：4月1日

年度	外国人の住民登録者数 (人)	国 保 加 入		加入割合 (%)
		世 帯 数	被 保 険 者	
平成26年度	7,111	3,521	4,133	58.12
平成27年度	7,786	3,974	4,612	59.23
平成28年度	8,378	4,369	4,981	59.45
平成29年度	9,043	4,778	5,352	59.18
平成30年度	9,879	5,257	5,792	58.63
令和元年度	10,840	5,732	6,294	58.06
令和2年度	11,170	5,485	6,000	53.72
令和3年度	10,171	4,576	5,020	49.36
令和4年度	9,753	3,982	4,373	44.84
令和5年度	12,619	5,963	6,430	50.95

③ 在留資格別状況

令和5年4月1日現在

区 分		国保加入者	区 分		国保加入者		
1	永住者・特別永住者	世帯数	623	6	日本人の配偶者等	世帯数	117
		人数	761			人数	117
2	留学	世帯数	3,937	7	定住者	世帯数	47
		人数	3,961			人数	65
3	研修	世帯数	0	8	特定活動	世帯数	278
		人数	0			人数	293
4	就労者	世帯数	908	9	永住者の配偶者等	世帯数	11
		人数	925			人数	27
5	家族滞在	世帯数	33	10	その他	世帯数	15
		人数	266			人数	15
				合 計		世帯数	5,969
						人数	6,430

※同一世帯に複数の在留資格を有する世帯は、在留資格区分ごとにカウントしているため、世帯合計数が国別・年度別と合致しない。

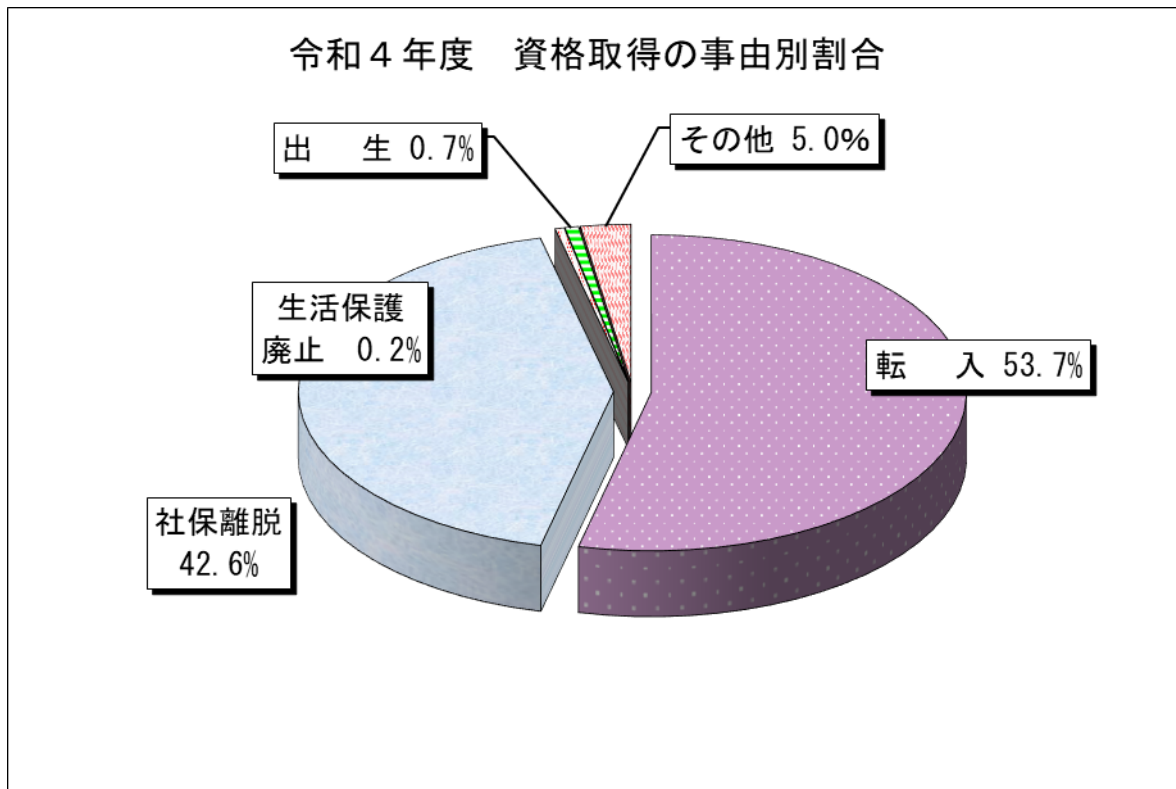


#### 4.4 事由別資格異動状況（取得、喪失）

##### ① 資格取得（増加）

単位：人

区分 年度	総 計		転 入	社保離脱	生活保護 廃止	出 生	そ の 他
	世帯数	被保険者数					
平成25年度	8,990	11,303	4,290	5,403	69	178	1,363
平成26年度	9,153	11,486	4,361	5,244	77	196	1,608
平成27年度	9,625	11,720	4,295	5,448	102	174	1,701
平成28年度	9,686	11,699	4,300	5,227	82	158	1,932
平成29年度	10,143	12,125	4,490	5,318	75	149	2,093
平成30年度	10,845	12,927	6,253	5,456	47	166	1,005
令和元年度	10,982	13,069	6,497	5,889	50	128	505
令和2年度	8,964	10,762	4,262	5,821	25	121	533
令和3年度	8,453	10,079	3,801	5,764	39	93	408
令和4年度	11,944	13,241	7,111	5,635	62	93	340

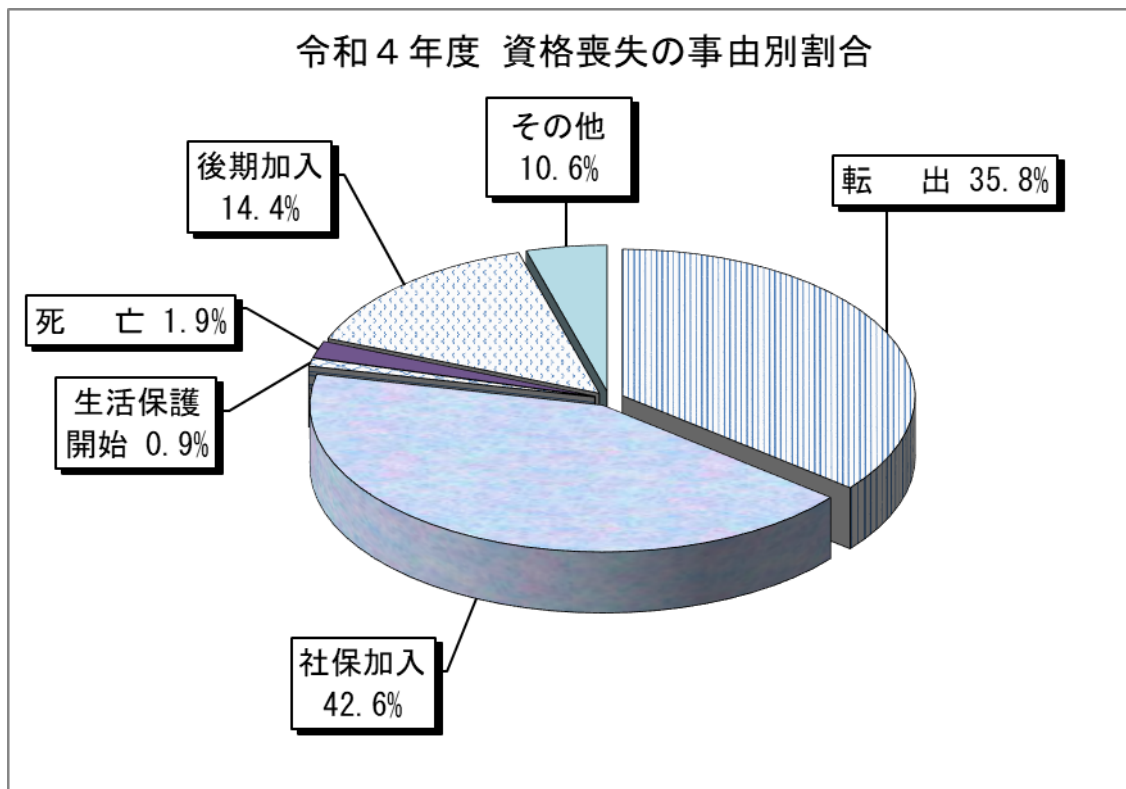


② 資格喪失（減少）

単位：人

区分 年度	総 計		転 出	社保加入	生活保護 開始	死 亡	後期加入 ※	そ の 他
	世帯数	被保険者数						
平成25年度	8,757	11,604	3,907	4,854	190	219	1,148	1,286
平成26年度	9,166	12,172	3,964	5,252	184	235	1,187	1,350
平成27年度	10,045	13,098	4,175	5,670	175	224	1,310	1,544
平成28年度	10,409	13,720	4,052	6,229	143	220	1,458	1,618
平成29年度	10,430	13,338	4,067	5,870	123	184	1,369	1,725
平成30年度	11,013	13,785	5,157	5,533	104	229	1,476	1,286
令和元年度	11,697	14,354	5,575	6,131	68	193	1,148	1,239
令和2年度	10,361	12,623	4,566	5,430	97	176	1,006	1,348
令和3年度	9,530	11,803	4,044	4,998	130	206	1,450	975
令和4年度	11,000	12,624	4,523	5,373	111	234	1,821	562

※平成20年4月に開始した、後期高齢者医療制度への加入により資格を喪失した人数。



## 5 保険給付

### 5.1 療養給付の種類

保険者は、被保険者に対し保険給付として、次の給付を行う。

#### ① 療養の給付

##### ア 範囲

被保険者の疾病・負傷に関し、①診療、②薬剤又は治療材料の支給、③処置・手術その他の治療、④居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護、⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護について行う。

##### イ 給付期間

転帰（治癒、中止、死亡）まで

##### ウ 被保険者一部負担金

負担割合

（平成 20 年 4 月診療分より改正）

	外 来	入 院
義務教育就学前まで ※1	2 割	2 割
義務教育就学～70 歳未満	3 割	3 割
70 歳以上 75 歳未満 （一定以上所得世帯）	2 割 (3 割)	2 割 (3 割)

※1「義務教育就学前まで」とは、6 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日までをいう（4 月 1 日生まれは前日の 3 月 31 日までとなる）。

#### ② 入院時食事療養費

入院中に食事を受けた場合の費用について、被保険者が支払う標準負担額を除いた額を給付する。住民税非課税世帯等の方には、申請により入院時の医療費負担額及び食事標準負担額を減額する「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付する。

所得等の区分		1 食あたりの食事代
住民税課税世帯		460 円
住 民 税 非課税世帯	過去 1 年の入院日数が 91 日未満	210 円
	過去 1 年の入院日数が 91 日以上（長期入院）	160 円
	70 歳以上で世帯全員が住民税非課税であり、かつ、世帯全員の各所得が 0 円の方（年金収入は 80 万円以下）	100 円

### ③ 入院時生活療養費

療養病床に入院する 65 歳以上の方の生活療養（食事療養並びに温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養）に要した費用について、被保険者が支払う自己負担額を除き、保険給付する。

### ④ 保険外併用療養費

特定療養費は廃止され、平成 18 年 10 月 1 日から保険外併用療養費が支給されるようになった。保険外併用療養費は、被保険者が評価療養（厚生労働大臣が定める高度医療技術を用いた療養その他の療養であって、保険給付の対象とするべきものか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの）又は選定療養（被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養）を受けたときに給付する。

### ⑤ 訪問看護療養費

被保険者が、指定訪問看護事業者による訪問看護を受けたときは、その要した費用について、訪問看護療養費を給付する。

### ⑥ 療養費

やむをえない理由で療養の現物給付を受けることができず、自費で費用を支払った次のような場合に、保険者から現金給付を受けることができる。

- ア 保険医療機関がない地域で病気になった場合等、やむをえない理由で保険診療を受けられなかった場合
- イ 海外で治療を受けた場合（治療目的の渡航、日本国内で保険適用されていない医療行為を除く）
- ウ コルセット等の治療用装具を装着した場合（医師が治療上必要と認めた場合）
- エ 骨折等で、接骨院で治療を受けた場合
- オ 医師が治療上、はり、きゅうやマッサージを必要と認めた場合
- カ 生血を輸血した場合（親族間は除く）

### ⑦ 移送費

被保険者が療養の給付を受けるために、保険医療機関に移送された場合、次の条件をすべて満たしたとき、移送の費用を支給する。

- ア 患者が病気やけがにより移動が著しく困難であること
- イ 移送の目的である療養が保険診療として適切であること
- ウ 緊急その他やむをえない事情があること

### ⑧ 特別療養費

被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者が、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において診療等を受けたときは、その療養に要した費用について特別療養費を支給する。

## ⑨ 高額療養費

被保険者が、同一月内に同一の医療機関等（入院・外来別）に支払った一部負担金が、次表の自己負担限度額を超えた場合は、その超えた額を支給する。70歳未満の方と70歳以上の方では、自己負担限度額が異なる。

### ア 70歳未満の方

同じ月に医療機関ごと、入院外来は別々に計算をし、21,000円以上の一部負担金があるとき、それらの額を合算して自己負担限度額を超えた分を支給する。

#### 自己負担限度額

住民税課税世帯	901万円超	252,600円 + [総医療費(10割) - 842,000円] × 1% (140,100円)
	600万円超 ～901万円	167,400円 + [総医療費(10割) - 558,000円] × 1% (93,000円)
	210万円超 ～600万円	80,100円 + [総医療費(10割) - 267,000円] × 1% (44,400円)
	210万円以下	57,600円 (44,400円)
住民税非課税世帯		35,400円 (24,600円)

※住民税課税世帯は住民税基礎控除後の総所得金額等で所得区分を判定する。ただし、所得の申告がない場合は、901万円超の世帯とみなされる。

※（ ）内は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の該当がある場合の4回目以降の限度額。

※申請により、住民税課税世帯の方には、医療費負担額が減額される「限度額適用認定証」を、住民税非課税世帯の方には医療費負担額及び食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付する。

### イ 70歳以上75歳未満の方

外来のみの場合は、1か月の一部負担金を個人ごとに合算し、自己負担限度額【外来（個人ごと）】の限度額を超えた分を支給する。

また、外来と入院が同じ月にある場合は、まず、外来の一部負担金を計算。これに世帯の入院の一部負担金を合算し、自己負担限度額【外来＋入院（世帯合算）】を超えた分を支給する。

#### 自己負担限度額

		外来【個人単位】	外来＋入院【世帯単位】
現役並みⅢ	住民税課税所得 690万円以上	252,600円 + [総医療費(10割) - 842,000円] × 1% (140,100円)	
現役並みⅡ	住民税課税所得 380万円以上	167,400円 + [総医療費(10割) - 558,000円] × 1% (93,000円)	
現役並みⅠ	住民税課税所得 145万円以上	80,100円 + [総医療費(10割) - 267,000円] × 1% (44,400円)	
一般世帯 (住民税課税)	住民税課税所得 145万円未満	18,000円 144,000円/年	57,600円 (44,400円)
住民税 非課税世帯	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ		15,000円

※住民税非課税世帯Ⅱとは、世帯全員が住民税非課税の方。

※住民税非課税世帯Ⅰとは、世帯全員が住民税非課税でかつ世帯全員の各所得が0円の方（年金収入は80万円以下）。

※（ ）内は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の該当がある場合の4回目以降の限度額。

※一般世帯については1年間の自己負担額にも上限（144,000円/年）を設定する。

※住民税非課税世帯の方と現役並み（Ⅰ、Ⅱ）の方には、申請により医療費負担額及び食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」又は「限度額適用認定証」を交付する。

ウ 特定疾病療養受療証

療養に要する期間が著しく長く、かつ一定の高額な治療を継続して行う必要のある特定の疾病 [人工透析治療を行う必要のある慢性腎不全や、血友病、後天性免疫不全症候群（厚生労働大臣が定めるものに限る）] の方には、申請により一部負担金の月額上限が 10,000 円（人工透析治療で所得 600 万円超もしくは未申告の世帯の場合 20,000 円）となる「特定疾病療養受療証」を交付する。

⑩ 高額介護合算療養費

医療費・介護費の 1 年間(毎年 8 月～翌年 7 月)の自己負担額を合算して算定基準額を超えた場合、支給額をあん分して高額介護合算療養費として支給する。

算定基準額（自己負担限度額）

国民健康保険+介護保険【70歳未満の方の世帯】	
所得区分	毎年8月～翌年7月
901万円超	212万円
600万円超～901万円	141万円
210万円超～600万円	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

国民健康保険+介護保険【70～74歳の方がいる世帯】		
所得区分		毎年8月～翌年7月
現役並みⅢ	課税所得690万円以上	212万円
現役並みⅡ	課税所得380万円以上	141万円
現役並みⅠ	課税所得145万円以上	67万円
一般世帯	課税所得145万円未満	56万円
住民税	Ⅱ	31万円
非課税世帯	Ⅰ	19万円

⑪ その他給付

ア 出産育児一時金

500,000 円 令和 5 年 4 月 1 日以降  
420,000 円 令和 5 年 3 月 31 日以前

イ 葬祭費

70,000 円

ウ 結核医療給付金

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2 の規定による医療の給付を受ける場合であって、被保険者（20 歳未満のときは、その世帯主）が住民税非課税の場合、結核医療給付金受給者証の交付を受けることにより、自己負担分を給付する。

エ 精神医療給付金

障害者総合支援法施行令第 1 条の 2 第 3 号の規定による医療の給付を受ける場合であって、世帯の国保被保険者全員が住民税非課税の場合、国保受給者証（精神通院）の交付を受けることにより、自己負担分を給付する。

### 東京都及び文京区の医療費助成制度

- ① ひとり親家庭等医療費助成制度 (親)  
ひとり親家庭等の医療費の自己負担分を助成する制度（所得制限あり）
- ② 心身障害者（児）医療費助成制度 (障)  
身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の被交付者に医療費の自己負担分を助成する東京都の制度（所得制限あり）
- ③ 乳幼児医療費助成制度 (乳)  
満6歳に達した日以後の最初の3月31日までの乳幼児に、医療費の自己負担分を助成する制度
- ④ 義務教育就学児医療費助成制度 (子)  
満15歳に達した日以後の最初の3月31日まで（乳を除く）の義務教育就学児に、医療費の自己負担分を助成する制度
- ⑤ 高校生等医療費助成度 (青)  
高校生等（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方であり、高校に在学していない方を含みます。）に、医療費の自己負担分を助成する制度（令和5年4月1日より実施）

## 5.2 保険給付内容の推移一覧

区分 年月日	給付割合	高額療養費 自己負担 限度額	出産育児一 時金	助産費	育 手 当 金	葬 祭 費	入 院 時 食事療養費 標準負担額	訪 問 看 護 費 療 養 費	移 送 費						
昭和 34 年 12 月 1 日	世帯主 7割 家族 5割	30,000 円創設		1,500 円		2,500 円									
昭和 37 年 12 月 1 日				2,000 円											
昭和 39 年 4 月 1 日				3,000 円											
昭和 40 年 4 月 1 日	世帯主 7割 家族 7割			30,000 円創設							2,000 円 創設				
昭和 43 年 4 月 1 日															
昭和 44 年 9 月 1 日										10,000 円					
昭和 45 年 4 月 1 日															
昭和 48 年 12 月 1 日															
昭和 49 年 4 月 1 日										20,000 円					
昭和 51 年 4 月 1 日										40,000 円					
昭和 51 年 8 月 1 日										39,000 円					
昭和 53 年 4 月 1 日										60,000 円					
昭和 55 年 4 月 1 日										80,000 円					
昭和 57 年 4 月 1 日	100,000 円														
昭和 57 年 9 月 1 日	45,000 円 (39,000 円)														
昭和 58 年 1 月 1 日	51,000 円 (39,000 円)														
昭和 59 年 10 月 1 日	退職者医療制 度実施  退職被保険者 8割	51,000 円 (30,000 円) 世帯合算等制 度創設													
昭和 61 年 4 月 1 日	扶養家族 入院 8割 外来 7割	30,000 円 創設		130,000 円		50,000 円									
昭和 61 年 5 月 1 日				54,000 円 (30,000 円)											
平成 元 年 6 月 1 日				57,000 円 (39,000 円)											
平成 3 年 5 月 1 日				60,000 円 (33,600 円)											
平成 4 年 4 月 1 日				240,000 円											
平成 5 年 6 月 1 日				63,000 円 (35,400 円)											
平成 6 年 10 月 1 日						300,000 円 創設				出産育児一時金創設 のため廃止		一日 600 円 (一日 450 円)	算定額の 7 割 退職被保険者 8 割	算定額の 10 割	
平成 8 年 6 月 1 日				63,600 円 (35,400 円)											
平成 8 年 10 月 1 日											一日 760 円 (一日 650 円)				
平成 9 年 4 月 1 日											60,000 円				



区分 年月日	給付割合	高額療養費 自己負担 限度額	出産育児 一時金	助産費	育児 手当金	葬祭費	入院時 食事療養費 標準負担額	訪問看護 費	移送費
平成 10 年 4 月 1 日			350,000 円			70,000 円			
平成 13 年 1 月 1 日		上位所得者等制 度創設			出産育児 一時金 創設のため 廃止		一日 780 円 (一日 650 円)		
平成 14 年 10 月 1 日	3 歳未満 8 割  70 歳以上 75 歳未満 9 割 (一定以上所得 者 8 割)							3 歳未満 8 割 70 歳以上 75 歳 未満 9 割 (一定 以上所得者 8 割)	
平成 15 年 4 月 1 日	一般・退職 7 割							一般・退職 7 割	
平成 18 年 4 月 1 日							一食 260 円 (一食 210 円)		
平成 18 年 10 月 1 日	70 歳以上 75 歳未満 9 割 (一定以上所得 者 7 割)	自己負担限度額 変更						70 歳以上 75 歳 未満 9 割 (一定以上所 得者 7 割)	
平成 20 年 4 月 1 日	義務教育就学前 まで 8 割 70 歳以上 75 歳未満 8 割 (一定以上所得 者 7 割)							義務教育就学 前まで 8 割 70 歳以上 75 歳 未満 8 割 (一定以上所 得者 7 割)	
平成 21 年 1 月 1 日			380,000 円						
平成 21 年 10 月 1 日			420,000 円						
平成 27 年 1 月 1 日		自己負担限度額 変更 ・23 ページ参照							
平成 28 年 4 月 1 日							一食 360 円 (一食 210 円)		
平成 29 年 8 月 1 日		自己負担限度額 変更 (70 歳以上 75 歳未満) ・23 ページ参照							
平成 30 年 8 月 1 日							一食 460 円 (一食 210 円)		
令和 5 年 4 月 1 日			500,000 円						

※入院時食事療養費の( )内は住民税非課税世帯。

### 5.3 一般療養諸費の年度別推移

#### ① 療養給付の年度別推移

単位：円

区分 年度	件数	費用額	内訳		
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分
平成30年度	673,643	13,260,426,620	9,606,888,180	3,224,987,066	428,551,374
令和元年度	664,521	13,253,155,457	9,609,024,955	3,229,092,762	415,037,740
令和2年度	585,181	12,426,860,741	9,021,983,247	2,994,362,246	410,515,248
令和3年度	622,796	13,514,484,495	9,831,397,576	3,222,262,721	460,824,198
令和4年度	631,407	13,692,980,846	9,961,020,870	3,241,676,231	490,283,745

#### ② 療養費の年度別推移

単位：円

区分 年度	件数	費用額	内訳		
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分
平成30年度	19,213	201,146,854	145,367,927	52,383,009	3,395,918
令和元年度	17,067	181,551,738	129,564,882	47,654,673	4,332,183
令和2年度	13,223	145,750,190	105,546,248	36,861,396	3,342,546
令和3年度	14,103	142,904,791	102,982,268	36,209,968	3,712,555
令和4年度	14,129	140,644,305	101,685,626	33,934,336	5,024,343

#### ③ 移送費

単位：円

区分 年度	件数	費用額	内訳		
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分
平成30年度	0	0	0	0	0
令和元年度	2	142,980	142,980	0	0
令和2年度	0	0	0	0	0
令和3年度	1	11,220	11,220	0	0
令和4年度	2	199,000	199,000	0	0

#### ④ 食事療養・生活療養

単位：円

区分 年度	件数	費用額	内訳		
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分
平成30年度	55		437,990	-437,990	0
令和元年度	24		109,350	-109,350	0
令和2年度	62		559,200	-559,200	0
令和3年度	43		361,950	-361,950	0
令和4年度	40		361,750	-361,750	0

#### ⑤ 療養の給付＋療養費＋移送費＋食事療養・生活療養（①＋②＋③＋④）

単位：円

区分 年度	件数	費用額	内訳		
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分
平成30年度	692,911	13,461,573,474	9,752,694,097	3,276,932,085	431,947,292
令和元年度	681,614	13,434,850,175	9,738,842,167	3,276,638,085	419,369,923
令和2年度	598,466	12,572,610,931	9,128,088,695	3,030,664,442	413,857,794
令和3年度	636,943	13,657,400,506	9,934,753,014	3,258,110,739	464,536,753
令和4年度	645,578	13,833,824,151	10,063,267,246	3,275,248,817	495,308,088

## 5.4 退職者療養諸費の年度別推移

### ① 療養給付の年度別推移

単位：円

区分 年度	件数	費用額	内訳		
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分
平成30年度	4,025	95,743,616	66,723,329	27,098,710	1,921,577
令和元年度	983	9,656,873	6,767,077	2,648,208	241,588
令和2年度	4	243,910	170,737	73,173	0
令和3年度	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0

### ② 療養費の年度別推移

単位：円

区分 年度	件数	費用額	内訳		
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分
平成30年度	122	956,635	669,631	262,505	24,499
令和元年度	17	90,914	63,638	27,276	0
令和2年度	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0

### ③ 移送費

単位：円

区分 年度	件数	費用額	内訳		
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分
平成30年度	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0

### ④ 食事療養・生活療養

単位：円

区分 年度	件数	費用額	内訳		
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分
平成30年度	0		0	0	0
令和元年度	0		0	0	0
令和2年度	0		0	0	0
令和3年度	0		0	0	0
令和4年度	0		0	0	0

### ⑤ 療養の給付＋療養費＋移送費＋食事療養・生活療養（①＋②＋③＋④）

単位：円

区分 年度	件数	費用額	内訳		
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分
平成30年度	4,042	95,834,530	66,786,967	27,125,986	1,921,577
令和元年度	983	9,656,873	6,767,077	2,648,208	241,588
令和2年度	4	243,910	170,737	73,173	0
令和3年度	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0

## 5.5 年度別高額療養費支給状況の推移

単位：円

区分 年度	被保険者区分	件数	高額療養費	1件当りの費用
平成30年度	一般	21,100	1,298,213,151	61,527
	退職	160	14,960,215	93,501
	計	21,260	1,313,173,366	61,767
令和元年度	一般	21,646	1,304,431,972	60,262
	退職	12	557,759	46,480
	計	21,658	1,304,989,731	60,254
令和2年度	一般	21,345	1,251,471,101	58,631
	退職	1	16,314	16,314
	計	21,346	1,251,487,415	58,629
令和3年度	一般	22,812	1,357,186,954	59,494
	退職	0	0	0
	計	22,812	1,357,186,954	59,494
令和4年度	一般	22,716	1,363,780,832	60,036
	退職	0	0	0
	計	22,716	1,363,780,832	60,036

## 5.6 年度別高額医療・高額介護合算療養費支給状況の推移

単位：円

区分 年度	被保険者区分	件数	高額介護合算療養費
平成30年度	一般	59	1,492,710
	退職	0	0
	計	59	1,492,710
令和元年度	一般	106	4,512,517
	退職	0	0
	計	106	4,512,517
令和2年度	一般	73	2,107,213
	退職	0	0
	計	73	2,107,213
令和3年度	一般	85	2,784,530
	退職	0	0
	計	85	2,784,530
令和4年度	一般	93	3,230,866
	退職	0	0
	計	93	3,230,866

## 5.7 年度別高額療養費資金貸付状況の推移

単位：円

区分 年度	件数	金額
	平成30年度	0
令和元年度	0	0
令和2年度	0	0
令和3年度	0	0
令和4年度	0	0

## 5.8 年度別一部負担金免除状況の推移

単位：円

区分 年度	減額		免除		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成30年度	0	0	162	647,511	162	647,511
令和元年度	0	0	80	404,013	80	404,013
令和2年度	0	0	63	365,034	63	365,034
令和3年度	0	0	85	912,687	85	912,687
令和4年度	0	0	74	232,395	74	232,395

## 5.9 出産育児一時金、葬祭費、結核・精神医療給付金の年度別推移

単位：円

区分 年度	出産育児一時金		葬祭費		結核・精神医療給付金		合計	
	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額
平成30年度	141	59,220,000	205	14,350,000	10,979	12,204,504	11,325	85,774,504
令和元年度	147	61,921,399	182	12,740,000	11,626	12,643,524	11,955	87,304,923
令和2年度	138	57,917,560	160	11,200,000	11,726	12,577,766	12,024	81,695,326
令和3年度	106	44,695,550	180	12,600,000	12,747	13,322,576	13,033	70,618,126
令和4年度	131	54,993,270	215	15,050,000	13,643	14,257,803	13,989	84,301,073

## 5.10 不当利得・不正利得・第三者行為

- 不当利得 … 社会保険への加入や転出等の理由により被保険者資格を喪失した後に保険給付を受けた場合、当該医療費の保険者負担分の返還を求める。
- 不正利得 … 偽りその他不正行為により保険給付を受けた場合、その給付の全部又は一部を徴収する。
- 第三者行為 … 被保険者が交通事故等第三者の行為が原因で療養の給付を受けた場合、その費用を加害者に請求する。
- 公害求償 … 公害健康被害補償法により給付されるべき医療費を国民健康保険で給付した場合、その費用を求償する。

① 不当利得・不正利得・第三者行為の状況（一般被保険者）

（一般被保険者）

年度	区分	項目	調定		収納		収入未済	
			件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
平成30年度								
	不当・不正	現年度分	1,459	19,665,106	1,160	17,436,005	299	2,229,101
	利得返還金	過年度分	778	6,782,516	391	4,600,252	387	2,182,264
	第三者行為 賠償金	公害分	47	689,797	47	689,797	0	0
		その他	9	14,947,059	9	14,947,059	0	0
	計（現年度分を除く）		834	22,419,372	447	20,237,108	387	2,182,264
令和元年度								
	不当・不正	現年度分	722	6,354,586	722	6,354,586	0	0
	利得返還金	過年度分	676	9,830,770	548	7,730,430	128	2,100,340
	第三者行為 賠償金	公害分	47	649,667	47	649,667	0	0
		その他	132	0	132	7,225,879	0	0
	計（現年度分を除く）		855	17,706,316	727	15,605,976	128	2,100,340
令和2年度								
	不当・不正	現年度分	772	7,851,967	540	6,552,536	232	1,299,431
	利得返還金	過年度分	1,114	9,768,810	666	6,756,595	448	3,012,215
	第三者行為 賠償金	公害分	75	571,564	75	571,564	0	0
		その他	41	11,763,483	41	11,763,483	0	0
	計（現年度分を除く）		1,230	22,103,857	782	19,091,642	448	3,012,215
令和3年度								
	不当・不正	現年度分	1,204	107,405,844	836	102,902,652	368	4,503,192
	利得返還金	過年度分	2,094	20,447,690	1,799	18,759,708	295	1,687,982
	第三者行為 賠償金	公害分	33	442,655	33	442,655	0	0
		その他	539	7,256,391	539	7,256,391	0	0
	計（現年度分を除く）		3,870	135,552,580	3,207	129,361,406	663	6,191,174
令和4年度								
	不当・不正	現年度分	707	51,645,950	504	47,850,218	203	3,795,732
	利得返還金	過年度分	651	17,012,747	436	6,520,559	215	10,492,188
	第三者行為 賠償金	公害分	31	221,837	31	221,837	0	0
		その他	103	5,035,230	103	5,035,230	0	0
	計（現年度分を除く）		1,492	73,915,764	1,074	59,627,844	418	14,287,920

② 不当利得・不正利得・第三者行為の状況（退職被保険者）

（退職被保険者）

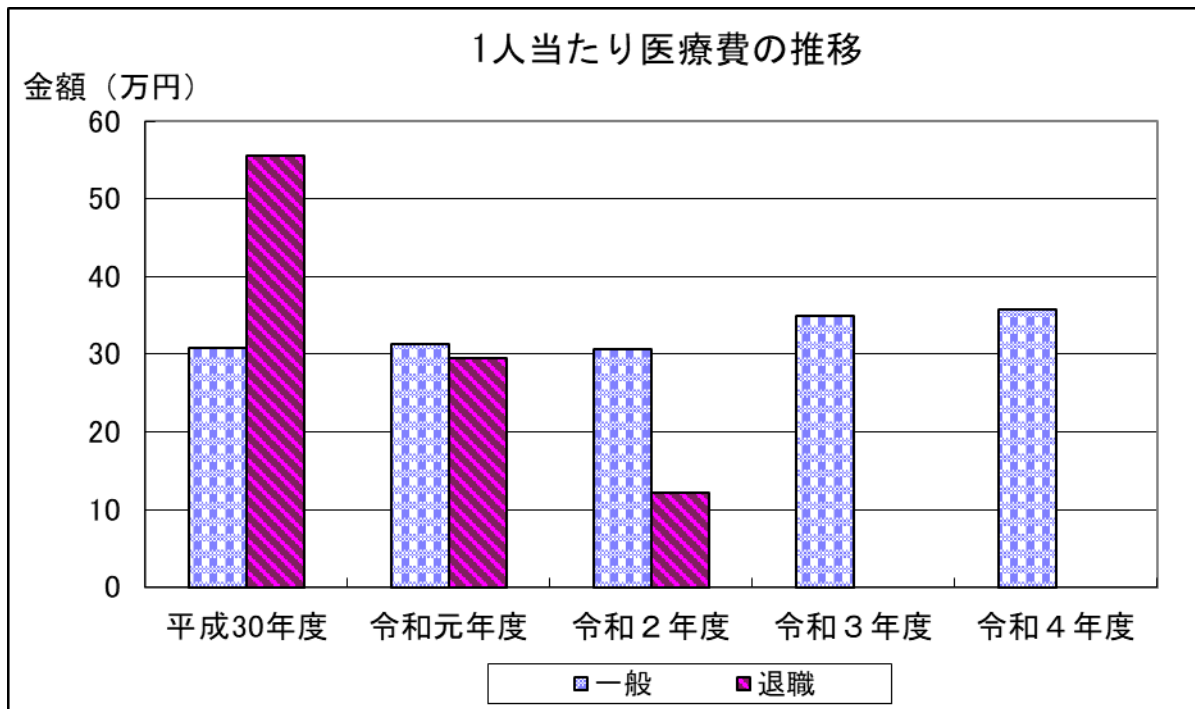
年度	項目 区分		調定		収納		収入未済	
			件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
平成30年度								
不当・不正 利得返還金	現年度分		0	0	0	0	0	0
	過年度分		1	3,227	1	3,227	0	0
第三者行為 賠償金	公害分		0	0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0	0
計（現年度分を除く）			1	3,227	1	3,227	0	0
令和元年度								
不当・不正 利得返還金	現年度分		0	0	0	0	0	0
	過年度分		0	0	0	0	0	0
第三者行為 賠償金	公害分		0	0	0	0	0	0
	その他		27	1,107,461	27	1,107,461	0	0
計（現年度分を除く）			27	1,107,461	27	1,107,461	0	0
令和2年度								
不当・不正 利得返還金	現年度分		0	0	0	0	0	0
	過年度分		0	0	0	0	0	0
第三者行為 賠償金	公害分		0	0	0	0	0	0
	その他		3	34,853	0	0	0	0
計（現年度分を除く）			3	34,853	0	0	3	34,853
令和3年度								
不当・不正 利得返還金	現年度分		3	20,139	3	20,139	0	0
	過年度分		62	225,082	62	225,082	0	0
第三者行為 賠償金	公害分		0	0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0	0
計（現年度分を除く）			62	225,082	62	225,082	0	0
令和4年度								
不当・不正 利得返還金	現年度分		0	0	0	0	0	0
	過年度分		0	0	0	0	0	0
第三者行為 賠償金	公害分		0	0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0	0
計（現年度分を除く）			0	0	0	0	0	0

### 5.11 1人当たりの医療費推移

単位：円

区分 年度	一般被保険者			退職被保険者		
	医療給付 費用額	人数	1人あたり の医療費	医療給付 費用額	人数	1人あたり の医療費
平成30年度	13,461,573,474	43,610	308,681	96,700,251	174	555,749
令和元年度	13,434,850,175	42,831	313,671	9,747,787	33	295,387
令和2年度	12,572,610,931	40,961	306,941	243,910	2	121,955
令和3年度	13,657,400,506	39,168	348,688	0	0	0
令和4年度	13,833,824,151	38,601	358,380	0	0	0

\*1人当たりの医療費＝費用額÷被保険者年間平均人数。 \*費用額・人数については事業報告年報より。

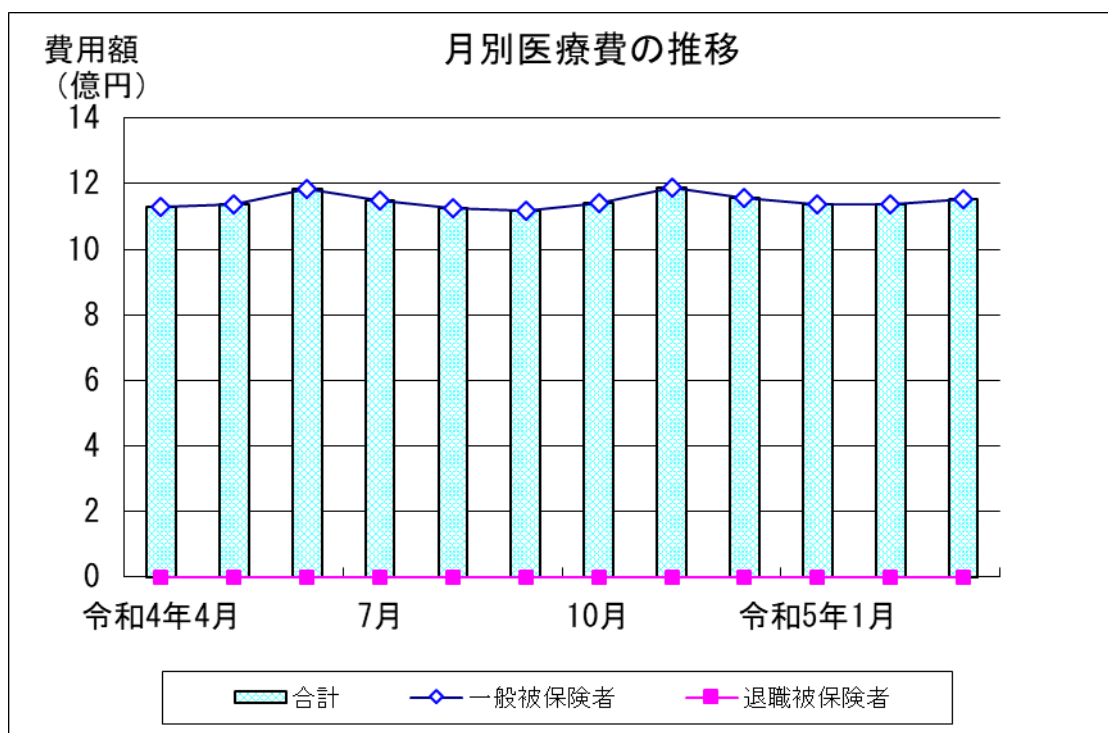




## 5.12 診療月別医療費推移

単位：円

区分	一般被保険者	退職被保険者	合計
令和4年4月	1,128,090,709	0	1,128,090,709
5月	1,135,285,268	0	1,135,285,268
6月	1,183,391,910	0	1,183,391,910
7月	1,150,819,880	0	1,150,819,880
8月	1,126,367,589	0	1,126,367,589
9月	1,118,851,849	0	1,118,851,849
10月	1,141,151,813	0	1,141,151,813
11月	1,187,659,319	0	1,187,659,319
12月	1,157,637,154	0	1,157,637,154
令和5年1月	1,138,760,188	0	1,138,760,188
2月	1,137,941,985	0	1,137,941,985
3月	1,153,345,180	0	1,153,345,180



## 6 退職者医療制度

昭和 59 年 10 月 1 日より国民健康保険の加入者で、厚生年金や各種共済組合等からの老齢（退職）年金または通算老齢（退職）年金の受給者は、70 歳になって老人保健制度に移るまでの間、「退職医療制度」で受診できるようになった。

平成 14 年 10 月、老人保健の対象年齢の引上げに伴い、退職者医療制度の対象年齢も 75 歳未満に改定された。

本制度は平成 20 年 3 月をもって廃止となったが、現行制度からの円滑な移行を図るため、平成 26 年度までの間における 65 歳未満の退職者を対象として現行の退職者医療制度を存続させる経過措置が講じられている。

なお、退職者医療制度による医療に要する費用については、加入者の保険料と被用者保険の拠出金とで賄うことになっている。

## 7 国民健康保険料

### 7.1 保険料計算方法

$\text{年間保険料} = \text{基礎分保険料} + \text{支援金分保険料} + \text{介護分保険料}$
---

- ・ 40歳～64歳の人      基礎分と支援金分と介護分を国民健康保険料として納める。
- ・ 上記以外の人      基礎分と支援金分を国民健康保険料として納める。

#### ① 令和4年度 保険料額計算方法

基礎分 保険料	=	$\begin{array}{l} \text{《均等割額》} \qquad \qquad \qquad \text{《所得割額》} \\ (42,100\text{円} \times \text{被保険者数}) + \left( \begin{array}{l} \text{被保険者全員の} \\ \text{該当年度算定基礎額} \end{array} \times \frac{7.16}{100} \right) \end{array}$
------------	---	--

- ア 均等割      年齢に関係なく被保険者1人につき年間 42,100円
- イ 所得割      世帯の被保険者全員の該当年度算定基礎額の7.16%
- ウ 最高限度額      年間 650,000円

支援金分 保険料	=	$\begin{array}{l} \text{《均等割額》} \qquad \qquad \qquad \text{《所得割額》} \\ (13,200\text{円} \times \text{被保険者数}) + \left( \begin{array}{l} \text{被保険者全員の} \\ \text{該当年度算定基礎額} \end{array} \times \frac{2.28}{100} \right) \end{array}$
-------------	---	--

- ア 均等割      年齢に関係なく被保険者1人につき年間 13,200円
- イ 所得割      世帯の被保険者全員の該当年度算定基礎額の2.28%
- ウ 最高限度額      年間 200,000円

介護分 保険料	=	$\begin{array}{l} \text{《均等割額》} \qquad \qquad \qquad \text{《所得割額》} \\ (16,600\text{円} \times \begin{array}{l} 40\text{歳} \sim 64\text{歳の} \\ \text{被保険者数} \end{array}) + \left( \begin{array}{l} 40\text{歳} \sim 64\text{歳の被保険者全員} \\ \text{の該当年度算定基礎額} \end{array} \times \frac{2.09}{100} \right) \end{array}$
------------	---	--

- ア 均等割      40歳～64歳の被保険者1人につき16,600円
- イ 所得割      40歳～64歳の被保険者の該当年度算定基礎額の2.09%
- ウ 最高限度額      年間 170,000円

#### ② 令和5年度 保険料額計算方法

基礎分 保険料	=	$\begin{array}{l} \text{《均等割額》} \qquad \qquad \qquad \text{《所得割額》} \\ (45,000\text{円} \times \text{被保険者数}) + \left( \begin{array}{l} \text{被保険者全員の} \\ \text{該当年度算定基礎額} \end{array} \times \frac{7.17}{100} \right) \end{array}$
------------	---	--

- ア 均等割      年齢に関係なく被保険者1人につき年間 45,000円
- イ 所得割      世帯の被保険者全員の該当年度算定基礎額の7.17%
- ウ 最高限度額      年間 650,000円

支援金分 保険料	=	$\begin{array}{l} \text{《均等割額》} \qquad \qquad \qquad \text{《所得割額》} \\ (15,100\text{円} \times \text{被保険者数}) + \left( \begin{array}{l} \text{被保険者全員の} \\ \text{該当年度算定基礎額} \end{array} \times \frac{2.42}{100} \right) \end{array}$
-------------	---	--

- ア 均等割      年齢に関係なく被保険者1人につき年間 15,100円
- イ 所得割      世帯の被保険者全員の該当年度算定基礎額の2.42%
- ウ 最高限度額      年間 220,000円

介護分 保険料	=	$\begin{array}{l} \text{《均等割額》} \qquad \qquad \qquad \text{《所得割額》} \\ (16,200\text{円} \times \begin{array}{l} 40\text{歳} \sim 64\text{歳の} \\ \text{被保険者数} \end{array}) + \left( \begin{array}{l} 40\text{歳} \sim 64\text{歳の被保険者全員} \\ \text{の該当年度算定基礎額} \end{array} \times \frac{1.92}{100} \right) \end{array}$
------------	---	--

- ア 均等割      40歳～64歳の被保険者1人につき16,200円
- イ 所得割      40歳～64歳の被保険者の該当年度算定基礎額の1.92%
- ウ 最高限度額      年間 170,000円

※ 令和5年度の算定基礎額（＝旧ただし書き所得）

前年中の総所得金額等から基礎控除額43万円を控除した額。

合計所得金額が、2,400万円を超えると、その金額に応じて基礎控除額が通減し、2,500万円を超えると、

基礎控除は適用されなくなります。

## 7.2 年度別保険料率等の推移

区分 年月	医療分保険料率			支援金分保険料率			介護分保険料率			賦課方式等
	1人当り 均等割額 (円)	所得割料率	最高限度額 (円)	1人当り 均等割額 (円)	所得割料率	最高限度額 (円)	1人当り 均等割額 (円)	所得割料率	最高限度額 (円)	
昭和34年12月	600	95/100	50,000							所得割対象は 前年度区民税
昭和38年4月	500									
昭和39年4月	600									
昭和41年10月		112/100								
昭和49年10月			80,000							
昭和51年4月	2,400		120,000							
昭和53年4月	4,800		170,000							
昭和55年4月	6,000	122/100	220,000							
昭和56年4月	8,400	118/100	240,000							
昭和57年4月	9,000	107/100	260,000							
昭和59年4月			280,000							
昭和60年4月			310,000							
昭和61年4月	12,000		350,000							
昭和62年4月			370,000							
昭和63年4月			390,000							
平成元年4月	14,400		400,000							
平成2年4月			420,000							
平成4年4月	16,800		440,000							
平成5年4月			460,000							
平成6年4月	15,900	133.7/100	500,000							
平成7年4月	16,800	119/100								
平成8年4月	19,500	155/100	520,000							
平成9年4月	22,500	162/100								
平成10年4月	26,100	187/100	530,000							
平成11年4月										
平成12年4月		194/100					7,200	12/100	70,000	介護分保険料 賦課開始
平成13年4月	27,300						8,100	13/100		
平成14年4月							7,800	12/100		
平成15年4月	29,400	204/100					9,000	15/100		
平成16年4月	30,200	208/100					10,800	22/100	80,000	
平成17年4月	32,100						12,000	26/100		
平成18年4月	33,300	182/100						29/100		
平成19年4月	35,100	124/100						20/100	90,000	
平成20年4月	28,800	90/100	470,000	8,100	27/100	120,000	11,100	12/100		支援金分保険料 賦課開始
平成21年4月	27,600	68/100		9,600	26/100			11/100	100,000	
平成22年4月	31,200	80/100	500,000	8,700	23/100	130,000	12,000	12/100		
平成23年4月		6.13%	510,000		1.96%	140,000	13,200	1.00%	120,000	
平成24年4月	30,000	6.28%		10,200	2.23%		14,100	1.17%		
平成25年4月	30,600	6.02%		10,800	2.34%		15,000	1.48%		
平成26年4月	32,400	6.30%			2.17%	160,000	15,300	1.37%	140,000	
平成27年4月	33,900	6.45%	520,000		1.98%	170,000	14,700	1.21%	160,000	
平成28年4月	35,400	6.86%	540,000		2.02%	190,000		1.27%		
平成29年4月	38,400	7.47%		11,100	1.96%		15,600	1.35%		
平成30年4月	39,000	7.32%	580,000	12,000	2.22%			1.33%		
平成31年4月	39,900	7.25%	610,000	12,300	2.24%			1.41%		
令和2年4月		7.14%	630,000	12,900	2.29%			1.69%	170,000	
令和3年4月	38,800	7.13%		13,200	2.41%		17,000	2.12%		
令和4年4月	42,100	7.16%	650,000		2.28%	200,000	16,600	2.09%		
令和5年4月	45,000	7.17%	650,000	15,100	2.42%	220,000	16,200	1.92%	170,000	

### 7.3 年度別保険料収納状況の推移（現年分）

#### ① 全体

区分 年度	調定金額	収納金額	還付未済金額	収入歩合	収納率	居所不明者分 調定額	収納率
	A (円)	B (円)	C (円)	B/A (%)	(B-C)/A (%)	D (円)	(B-C)/(A-D) (%)
平成25年度	5,775,546,465	5,058,805,885	7,672,694	87.59	87.46	3,338,394	87.51
平成26年度	5,871,817,110	5,189,327,816	7,498,312	88.38	88.25	3,675,892	88.30
平成27年度	5,785,235,621	5,111,908,865	5,128,056	88.36	88.27	2,407,678	88.31
平成28年度	5,829,072,259	5,134,658,132	7,325,702	88.09	87.96	986,134	87.98
平成29年度	5,834,565,903	5,205,107,159	14,080,860	89.21	88.97	1,834,423	89.00
平成30年度	5,816,800,818	5,145,692,177	3,660,640	88.46	88.40	0	88.40
令和元年度	5,731,683,924	5,227,664,669	12,649,633	91.21	90.99	0	90.99
令和2年度	5,356,688,634	5,005,688,012	16,077,110	93.45	93.15	0	93.15
令和3年度	5,377,442,211	5,119,513,608	16,946,920	95.20	94.89	0	94.89
令和4年度	5,552,501,250	5,310,212,225	23,134,614	95.64	95.22	0	95.22

#### ② 一般被保険者分

区分 年度	調定金額	収納金額	還付未済金額	収入歩合	収納率	居所不明者分 調定額	収納率
	A (円)	B (円)	C (円)	B/A (%)	(B-C)/A (%)	D (円)	(B-C)/(A-D) (%)
平成25年度	5,472,957,727	4,763,783,562	7,590,434	87.04	86.90	3,338,394	86.96
平成26年度	5,613,280,859	4,937,316,594	7,412,284	87.96	87.83	3,675,892	87.88
平成27年度	5,596,165,434	4,927,636,941	5,101,498	88.05	87.96	2,407,678	88.00
平成28年度	5,708,000,030	5,018,141,889	7,314,514	87.91	87.79	986,134	87.80
平成29年度	5,773,533,888	5,144,309,729	14,079,737	89.10	88.86	1,834,423	88.89
平成30年度	5,791,262,926	5,120,585,078	3,651,960	88.42	88.36	0	88.36
令和元年度	5,726,979,817	5,223,385,372	12,649,633	91.21	90.99	0	90.99
令和2年度	5,356,688,634	5,005,688,012	16,077,110	93.45	93.15	0	93.15
令和3年度	5,377,442,211	5,119,513,608	16,946,920	95.20	94.89	0	94.89
令和4年度	5,552,501,250	5,310,212,225	23,134,614	95.64	95.22	0	95.22

### ③ 退職被保険者分

区分 年度	調定金額	収納金額	還付未済金額	収入歩合	収納率	居所不明者分 調定額	収納率
	A (円)	B (円)	C (円)	B/A (%)	(B-C)/A (%)	D (円)	(B-C)/(A-D) (%)
平成25年度	302,588,738	295,022,323	82,260	97.50	97.47	0	97.47
平成26年度	258,536,251	252,011,222	86,028	97.48	97.44	0	97.44
平成27年度	189,070,187	184,271,924	26,558	97.46	97.45	0	97.45
平成28年度	121,072,229	116,516,243	11,188	96.24	96.23	0	96.23
平成29年度	61,032,015	60,797,430	1,123	99.62	99.61	0	99.61
平成30年度	25,537,892	25,107,099	8,680	98.31	98.28	0	98.28
令和元年度	4,704,107	4,279,297	0	90.97	90.97	0	90.97
令和2年度	0	0	0	0.00	0.00	0	0.00
令和3年度	0	0	0	0.00	0.00	0	0.00
令和4年度	0	0	0	0.00	0.00	0	0.00

## 7.4 年度別保険料収納状況の推移（滞納繰越分）

### ① 全体

区分 年度	調定金額	収納金額	還付未済金額	収入歩合	収納率	居所不明者分 調定額	収納率
	A (円)	B (円)	C (円)	B/A (%)	(B-C)/A (%)	D (円)	(B-C)/(A-D) (%)
平成25年度	1,117,478,311	438,190,985	1,503,454	39.21	39.08	0	39.08
平成26年度	985,271,178	381,705,873	1,293,775	38.74	38.61	4,147,676	38.77
平成27年度	938,933,065	441,773,311	1,519,174	47.05	46.89	1,853,680	46.98
平成28年度	843,118,260	369,947,171	1,172,079	43.88	43.74	1,175,781	43.80
平成29年度	863,072,550	357,556,203	2,556,949	41.43	41.13	659,751	41.16
平成30年度	818,527,340	300,010,324	1,228,474	36.65	36.50	0	36.50
令和元年度	814,143,143	420,657,957	1,491,150	51.67	51.49	0	51.49
令和2年度	600,130,025	283,085,532	2,730,601	47.17	46.72	0	46.72
令和3年度	653,664,345	235,109,775	2,323,087	35.97	35.61	0	35.61
令和4年度	506,696,769	179,828,150	1,328,452	35.49	35.23	0	35.23

② 一般被保険者分

区分 年度	調定金額 A (円)	収納金額 B (円)	還付未済金額 C (円)	収入歩合 B/A (%)	収納率 (B-C)/A (%)	居所不明者分 額 D (円)	収納率 (B-C)/(A-D) (%)
平成25年度	1,011,969,896	426,255,191	1,497,810	42.12	41.97	0	41.97
平成26年度	890,317,259	373,003,967	1,265,403	41.90	41.75	4,147,676	41.95
平成27年度	910,495,730	432,500,171	1,516,102	47.50	47.34	1,853,680	47.43
平成28年度	823,164,205	364,128,982	1,172,079	44.24	44.09	1,175,781	44.16
平成29年度	846,337,849	351,303,028	2,556,949	41.51	41.21	659,751	41.24
平成30年度	808,809,545	297,477,897	1,228,474	36.78	36.63	0	36.63
令和元年度	807,704,810	419,795,573	1,491,150	51.97	51.79	0	51.79
令和2年度	594,865,943	283,038,857	2,730,601	47.58	47.12	0	47.12
令和3年度	648,750,007	235,105,663	2,323,087	36.24	35.88	0	35.88
令和4年度	506,691,076	179,822,457	1,328,452	35.49	35.23	0	35.23

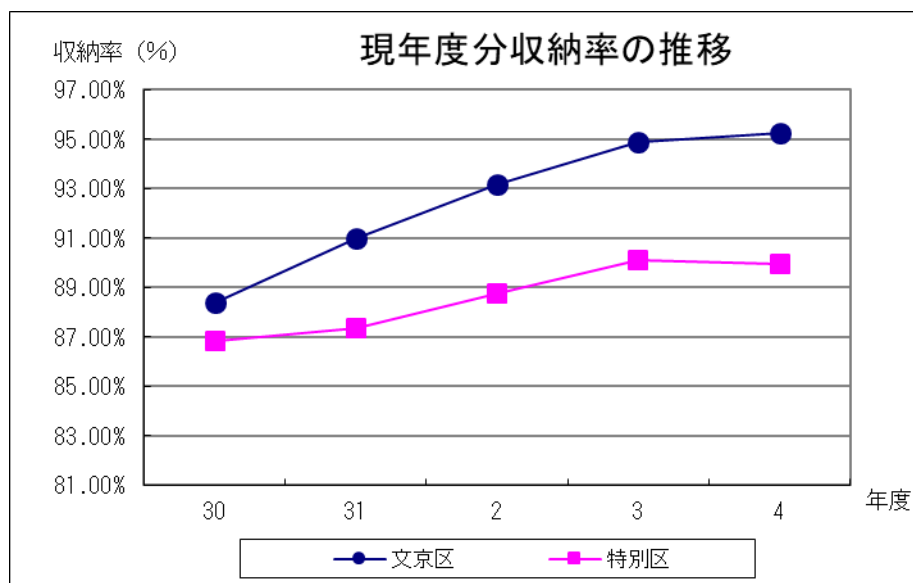
③ 退職被保険者分

区分 年度	調定金額 A (円)	収納金額 B (円)	還付未済金額 C (円)	収入歩合 B/A (%)	収納率 (B-C)/A (%)	居所不明者分 額 D (円)	収納率 (B-C)/(A-D) (%)
平成25年度	105,508,415	11,935,794	5,644	11.31	11.31	0	11.31
平成26年度	94,953,919	8,701,906	28,372	9.16	9.13	0	9.13
平成27年度	28,437,335	9,273,140	3,072	32.61	32.60	0	32.60
平成28年度	19,954,055	5,818,189	0	29.16	29.16	0	29.16
平成29年度	16,734,701	6,253,175	0	37.37	37.37	0	37.37
平成30年度	9,717,795	2,532,427	0	26.06	26.06	0	26.06
令和元年度	6,438,333	862,384	0	13.39	13.39	0	13.39
令和2年度	5,264,082	46,675	0	0.89	0.89	0	0.89
令和3年度	4,914,338	4,112	0	0.08	0.08	0	0.08
令和4年度	5,693	5,693	0	100.00	100.00	0	100.00

## 7.5 年度別 23 区収納状況

### ① 現年分

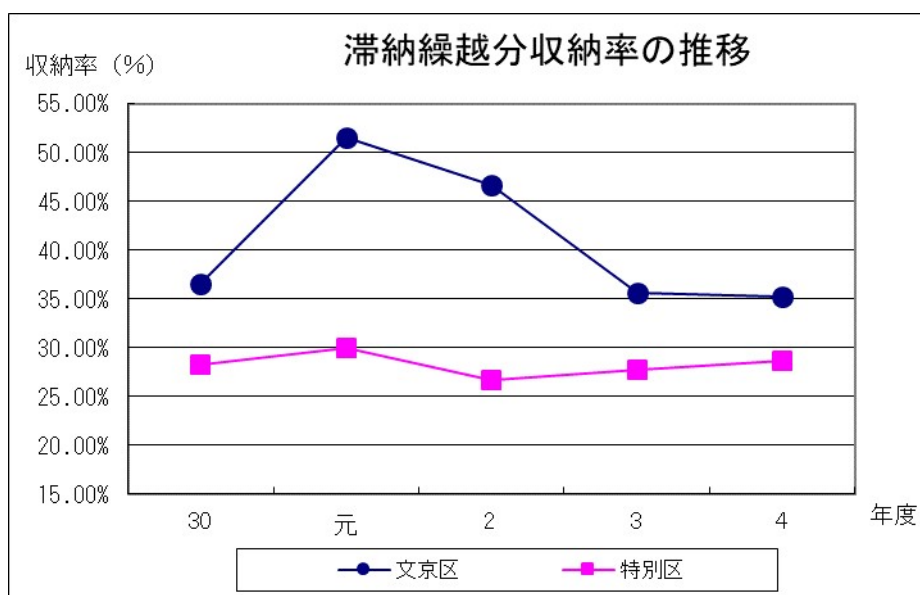
区名	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	順位	収納率 (%)	順位	収納率 (%)	順位	収納率 (%)	順位	収納率 (%)	順位	収納率 (%)
千代田	2	91.64	2	91.23	3	92.78	5	92.92	4	93.42
中央	12	86.84	13	87.12	14	88.48	12	90.21	8	90.85
港	21	83.45	19	84.88	18	86.61	20	87.80	22	87.42
新宿	23	80.90	23	82.32	23	82.17	23	84.53	23	84.35
文京	7	88.40	3	90.99	1	93.15	1	94.89	1	95.22
台東	15	85.72	17	85.65	19	86.23	19	88.15	18	88.34
墨田	10	87.46	11	87.48	15	88.19	11	90.32	15	89.18
江東	11	87.18	9	88.01	10	89.20	6	91.52	7	91.13
品川	1	92.32	1	92.08	1	93.15	4	93.02	5	92.19
目黒	9	88.09	5	89.81	4	91.78	3	93.46	3	93.48
大田	4	89.45	8	88.77	8	89.56	17	88.67	14	89.72
世田谷	8	88.13	10	87.67	9	89.55	13	90.00	11	89.95
渋谷	20	84.19	21	83.98	22	84.84	15	89.45	10	90.10
中野	18	84.98	20	84.53	21	85.36	21	87.35	20	87.89
杉並	17	85.20	15	86.29	13	88.72	7	91.26	12	89.90
豊島	22	82.88	22	83.91	16	86.87	16	88.68	19	87.97
北	19	84.51	16	85.96	20	85.60	21	87.35	21	87.61
荒川	6	88.72	7	89.31	12	88.93	9	90.91	6	91.91
板橋	16	85.39	14	86.66	7	89.84	10	90.46	13	89.78
練馬	5	88.93	4	89.85	5	91.53	2	93.50	2	93.64
足立	14	85.76	12	87.36	11	89.11	14	89.52	17	88.65
葛飾	13	85.96	18	85.59	17	86.77	18	88.30	16	88.75
江戸川	3	89.99	6	89.47	6	90.42	8	91.21	9	90.55
計	-	86.83	-	87.33	-	88.76	-	90.10	-	89.93





② 滞納繰越分

区名	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	順位	収納率 (%)	順位	収納率 (%)	順位	収納率 (%)	順位	収納率 (%)	順位	収納率 (%)
千代田	12	28.03	18	24.14	16	23.39	17	23.19	19	22.51
中央	18	22.90	11	30.17	8	30.61	10	31.47	9	32.23
港	9	31.33	15	27.79	17	21.39	21	20.74	21	22.22
新宿	21	20.37	23	18.60	22	16.61	18	22.32	22	19.27
文京	3	36.50	1	51.49	1	46.72	4	35.61	5	35.26
台東	7	34.14	10	31.01	13	26.26	13	27.54	7	33.29
墨田	13	27.50	13	29.97	10	29.00	7	32.88	10	32.01
江東	16	25.41	19	22.73	19	20.39	16	23.69	14	26.17
品川	1	47.94	2	44.33	6	32.04	3	36.40	4	38.22
目黒	8	33.51	4	40.39	2	43.84	1	45.72	1	54.68
大田	17	24.24	8	33.39	7	31.34	6	33.51	12	29.53
世田谷	10	30.98	6	34.75	5	32.91	11	29.51	13	29.21
渋谷	20	20.75	21	21.95	20	19.60	14	25.43	17	23.11
中野	19	22.56	22	19.03	23	16.01	23	15.60	23	17.40
杉並	2	42.22	3	42.18	4	34.29	12	28.09	11	30.83
豊島	14	27.04	12	30.02	9	29.81	8	32.77	6	34.83
北	4	34.60	9	33.24	18	20.77	19	22.13	16	24.94
荒川	15	25.93	14	28.48	12	26.43	9	31.75	8	32.49
板橋	5	34.45	5	38.34	11	26.57	5	33.91	3	39.36
練馬	6	34.40	7	34.26	3	39.51	2	42.47	2	43.18
足立	22	18.93	17	25.11	21	17.45	22	20.70	20	22.27
葛飾	11	29.38	16	26.34	15	24.46	20	20.85	18	22.85
江戸川	23	18.69	20	22.33	14	24.76	15	25.01	15	25.28
計	-	28.30	-	30.01	-	26.62	-	27.77	-	28.60



## 7.6 年度別不納欠損理由一覽

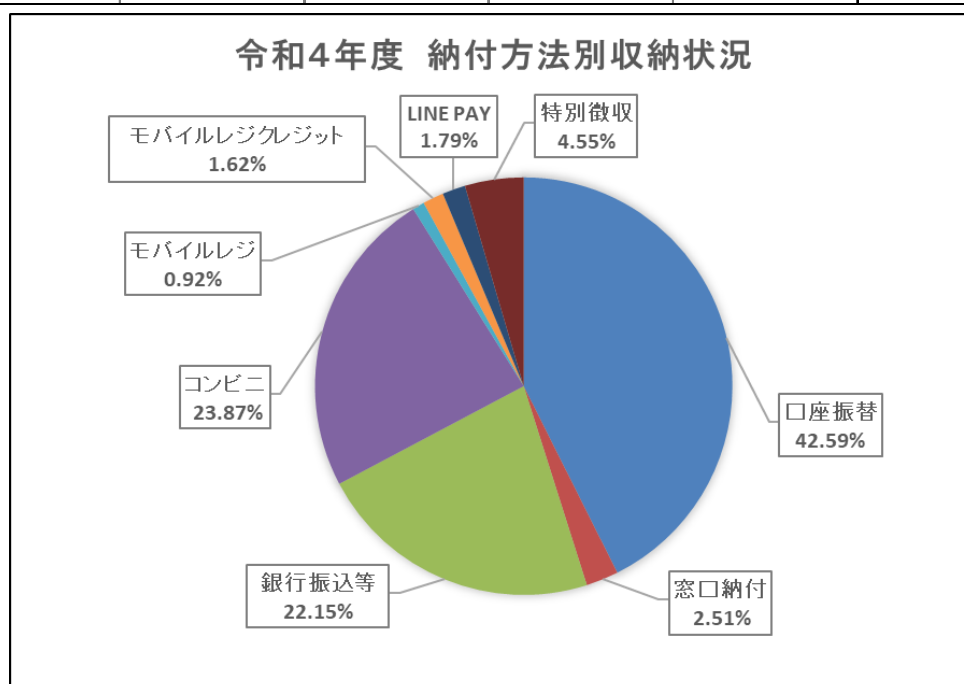
年 度	区 分	所在不明	率(%)	生活困難	率(%)	転 出	率(%)	死 亡	率(%)	合 計
平成 29 年度	金額(円)	143,314,509	54.74	17,075,487	6.52	97,821,079	37.36	3,613,022	1.38	261,824,097
	世帯数	1,891	42.01	213	4.73	2,328	51.72	69	1.53	4,501
平成 30 年度	金額(円)	131,934,382	47.43	37,139,470	13.35	104,202,406	37.46	4,881,344	1.75	278,157,602
	世帯数	1,680	36.06	391	8.39	2,505	53.77	83	1.78	4,659
令和 元 年度	金額(円)	146,181,270	47.03	54,534,206	17.54	100,489,367	32.33	9,624,371	3.10	310,829,214
	世帯数	1,926	40.75	615	13.01	2,101	44.46	84	1.78	4,726
令和 2 年度	金額(円)	140,492,295	54.45	39,653,622	15.37	74,444,406	28.85	3,424,750	1.33	258,015,073
	世帯数	2,164	48.78	469	10.57	1,737	39.16	66	1.49	4,436
令和 3 年度	金額(円)	103,163,492	60.12	24,194,067	14.10	42,389,875	24.70	1,856,877	1.08	171,604,311
	世帯数	2,117	56.21	359	9.53	1,245	33.06	45	1.19	3,766
令和 4 年度	金額(円)	91,429,867	58.25	23,448,455	14.94	40,285,666	25.67	1,800,394	1.15	156,964,382
	世帯数	1,701	56.08	311	10.25	975	32.15	46	1.52	3,033

## 7.7 令和4年度年齢別滞納状況

年 齢	滞納世帯数	短期証発行世帯数	資格証発行世帯数
20歳未満	2	0	0
20歳以上	1,000	2	40
30歳以上	545	1	80
40歳以上	397	5	90
50歳以上	394	5	107
60歳以上	214	0	58
70歳以上	75	2	17
75歳以上	71	0	6
合計	2,698	15	398

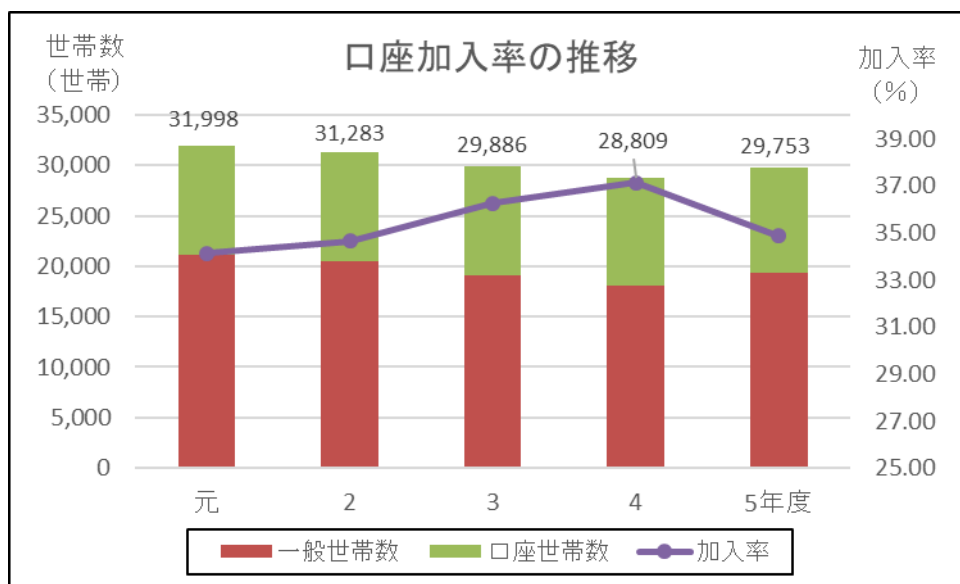
## 7.8 年度別保険料納付方法別収納状況

年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
納付方法						
口座振替	件数	83,070	82,201	80,466	80,839	79,462
	収納額（円）	2,390,544,518	2,365,806,319	2,351,753,571	2,376,218,783	2,410,898,238
	構成比	43.51%	41.29%	42.73%	43.12%	42.59%
窓口納付	件数	5,995	8,071	5,868	5,033	4,315
	収納額（円）	200,118,628	248,162,718	172,544,902	148,060,884	142,251,575
	構成比	3.64%	4.33%	3.14%	2.69%	2.51%
銀行振込等	件数	29,463	29,293	24,878	21,570	19,440
	収納額（円）	1,423,851,720	1,471,136,085	1,328,109,182	1,272,794,287	1,253,496,932
	構成比	25.92%	25.67%	24.13%	23.10%	22.15%
コンビニ	件数	58,282	68,543	66,114	59,853	66,562
	収納額（円）	1,198,565,183	1,362,271,038	1,367,219,504	1,112,025,162	1,351,159,593
	構成比	21.82%	23.77%	24.84%	20.18%	23.87%
モバイルレジ	件数				422	1,127
	収納額（円）				188,420,570	52,085,780
	構成比	0.00%	0.00%	0.00%	3.42%	0.92%
モバイルクレジット	件数				1,279	2,360
	収納額（円）				52,972,221	91,805,576
	構成比	0.00%	0.00%	0.00%	0.96%	1.62%
LINE PAY	件数				3,601	4,183
	収納額（円）				87,531,957	101,171,687
	構成比	0.00%	0.00%	0.00%	1.59%	1.79%
特別徴収	件数	19,304	19,374	19,444	18,771	17,570
	収納額（円）	281,040,920	282,678,436	283,596,955	272,234,100	257,340,538
	構成比	5.12%	4.93%	5.15%	4.94%	4.55%
合計	件数	196,114	207,482	196,770	191,368	195,019
	収納額（円）	5,494,120,969	5,730,054,596	5,503,224,114	5,510,257,964	5,660,209,919
	構成比	100%	100%	100%	100%	100%



## 7.9 年度別口座振替加入状況の推移

年度	区分	総世帯数	内 訳		加入率 (%)
			一般世帯	口座世帯	
平成 25 年度		33,376	21,001	12,375	37.08
平成 26 年度		33,609	21,218	12,391	36.87
平成 27 年度		33,596	21,316	12,280	36.55
平成 28 年度		33,176	21,232	11,944	36.00
平成 29 年度		32,453	20,969	11,484	35.39
平成 30 年度		32,166	20,975	11,191	34.79
令和 元 年度		31,998	21,078	10,920	34.13
令和 2 年度		31,283	20,445	10,838	34.65
令和 3 年度		29,886	19,054	10,832	36.24
令和 4 年度		28,809	18,113	10,696	37.13
令和 5 年度		29,753	19,384	10,369	34.85



・7.10 年度別、月別口座振替届出状況

単位：件

年度	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	区分													
平成25年度	新規加入	167	95	47	252	160	241	119	127	98	140	89	73	1,608
	変更	22	20	20	23	26	28	20	26	23	19	18	25	270
	取消	33	35	15	12	23	14	18	21	33	34	29	14	281
	計	222	150	82	287	209	283	157	174	154	193	136	112	2,159
平成26年度	新規加入	136	116	101	201	195	226	116	140	118	146	68	78	1,641
	変更	26	34	12	40	28	32	30	18	20	19	18	20	297
	取消	165	180	105	147	104	145	139	146	147	153	145	241	1,817
	計	327	330	218	388	327	403	285	304	285	318	231	339	3,755
平成27年度	新規加入	171	137	91	188	105	283	131	119	131	127	77	70	1,630
	変更	31	19	10	23	14	23	14	14	15	14	17	15	209
	取消	211	135	137	149	146	150	167	143	185	174	178	219	1,994
	計	413	291	238	360	265	456	312	276	331	315	272	304	3,833
平成28年度	新規加入	194	99	75	264	102	268	116	132	109	97	77	65	1,598
	変更	18	11	16	25	14	21	13	18	16	24	16	18	210
	取消	34	176	16	15	16	20	22	38	29	25	20	22	433
	計	246	286	107	304	132	309	151	188	154	146	113	105	2,241
平成29年度	新規加入	153	132	89	243	147	273	148	135	114	125	75	64	1,698
	変更	15	12	12	28	16	17	19	22	12	17	15	20	205
	取消	32	16	9	21	24	23	14	19	31	20	35	17	261
	計	200	160	110	292	187	313	181	176	157	162	125	101	2,164
平成30年度	新規加入	136	117	74	279	130	242	105	111	110	106	104	63	1,577
	変更	14	15	17	33	14	22	11	17	12	15	14	9	193
	取消	24	20	12	11	24	27	16	27	17	15	21	1	215
	計	174	152	103	323	168	291	132	155	139	136	139	73	1,985
令和元年度	新規加入	156	87	53	292	216	224	120	122	140	125	85	78	1,698
	変更	29	8	12	19	16	17	10	15	10	19	4	18	177
	取消	17	12	10	13	16	11	7	14	8	18	7	14	147
	計	202	107	75	324	248	252	137	151	158	162	96	110	2,022
令和2年度	新規加入	140	80	112	241	200	196	117	136	108	142	90	69	1,631
	変更	14	1	6	21	18	14	6	9	17	10	11	8	135
	取消	3	5	6	8	8	6	7	5	1	4	2	0	55
	計	157	86	124	270	226	216	130	150	126	156	103	77	1,821
令和3年度	新規加入	130	99	78	212	121	258	129	109	102	135	93	88	1,554
	変更	8	6	3	16	9	15	12	6	8	8	8	7	106
	取消	0	1	2	1	1	1	2	1	4	5	1	4	23
	計	138	106	83	229	131	274	143	116	114	148	102	99	1,683
令和4年度	新規加入	106	152	134	273	161	311	114	102	134	141	73	107	1,808
	変更	10	7	8	16	6	15	10	4	7	8	7	5	103
	取消	3	7	3	8	13	3	4	9	2	3	2	8	65
	計	119	166	145	297	180	329	128	115	143	152	82	120	1,976

## 7.11 口座振替引落状況

### ① 令和3年度 令和3年4月～令和4年3月に収納された口座振替結果報告をもとに集計

区分 年月	M T 送付分						納付書送付分	
	送付合計		処理合計		引落不能合計			
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
令和3年4月	96	3,372,431	94	3,081,775	2	290,656	0	0
5月	16	156,657	15	152,257	1	4,400	0	0
6月	24	2,990,557	22	2,550,332	2	440,225	0	0
7月	9,661	251,151,856	9,512	248,124,073	149	3,027,783	29	585,630
8月	9,576	269,258,718	9,433	266,150,620	143	3,108,098	26	651,885
9月	9,788	282,523,532	9,629	278,034,172	159	4,489,360	27	866,667
10月	9,065	272,258,666	8,933	266,769,569	132	5,489,097	28	868,030
11月	9,012	269,673,350	8,863	264,904,053	149	4,769,297	28	868,030
12月	8,870	266,719,110	8,741	263,139,231	129	3,579,879	27	840,130
令和4年1月	8,762	264,575,074	8,636	260,728,267	126	3,846,807	27	840,130
2月	8,664	263,748,558	8,541	259,789,368	123	3,959,190	27	840,130
3月	8,572	268,514,901	8,420	262,795,066	152	5,719,835	28	865,707
合計	82,106	2,414,943,410	80,839	2,376,218,783	1,267	38,724,627	247	7,226,339

令和3年度調定額(円)	5,377,442,211
口座利用率(%)	45.04%

口座引落率(%)	98.40%
引落不能率(%)	1.60%

### ② 令和4年度 令和4年4月～令和5年3月に収納された口座振替結果報告をもとに集計

区分 年月	M T 送付分						納付書送付分	
	送付合計		処理合計		引落不能合計			
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
令和4年4月	80	1,856,656	77	1,738,613	3	118,043	0	0
5月	34	1,162,722	34	1,162,722	0	0	0	0
6月	14	2,705,355	12	970,531	2	1,734,824	0	0
7月	9,694	275,728,123	9,517	270,908,822	177	4,819,301	28	677,234
8月	9,484	285,191,320	9,320	279,396,241	164	5,795,079	28	938,575
9月	9,643	284,923,170	9,471	280,264,068	172	4,659,102	28	938,430
10月	8,941	273,204,397	8,771	268,428,350	170	4,776,047	27	896,230
11月	8,814	269,744,492	8,638	264,585,776	176	5,158,716	27	984,530
12月	8,725	267,230,851	8,544	261,754,416	181	5,476,435	27	984,530
令和5年1月	8,649	267,976,954	8,478	262,631,367	171	5,345,587	27	984,530
2月	8,513	264,378,537	8,370	260,078,747	143	4,299,790	26	901,302
3月	8,396	263,967,130	8,230	258,978,585	166	4,988,545	23	880,560
合計	80,987	2,458,069,707	79,462	2,410,898,238	1,525	47,171,469	241	8,185,921

令和4年度調定額(円)	5,552,501,250
口座利用率(%)	44.42%

口座引落率(%)	98.09%
引落不能率(%)	1.91%

## 7.12 均等割保険料の軽減措置等

一定基準以下の所得金額（地方税法第703条の5の規定の例により算出した総所得金額等及び山林所得金額の合計額）の世帯に係わる保険料均等割額を軽減する制度で、下記の基準より減額賦課を行っている。介護分保険料は、40歳～64歳の方に加算される。

### ① 7割減額該当世帯（条例第19条の2第1号）

総所得金額等 ≤ 430,000円 + 100,000円 × (給与所得者等の数 - 1)

令和5年度の保険料均等割額（被保険者1人当たり） 【年額】

	均等割額		減額後の保険料額		未就学児の場合
基礎分保険料	45,000円	→	13,500円	→	6,750円
支援金分保険料	15,100円	→	4,530円	→	2,265円
介護分保険料	16,200円	→	4,860円	→	-

### ② 5割減額該当世帯（条例第19条の2第2号）

総所得金額等 ≤ 430,000円 + 100,000円 × (給与所得者等の数 - 1) + 290,000円 × 被保険者数

令和5年度の保険料均等割額（被保険者1人当たり） 【年額】

	均等割額		減額後の保険料額		未就学児の場合
基礎分保険料	45,000円	→	22,500円	→	11,250円
支援金分保険料	15,100円	→	7,550円	→	3,775円
介護分保険料	16,200円	→	8,100円	→	-

### ③ 2割減額該当世帯（条例第19条の2第3号）

総所得金額等 ≤ 430,000円 + 100,000円 × (給与所得者等の数 - 1) + 535,000円 × 被保険者数

令和5年度の保険料均等割額（被保険者1人当たり） 【年額】

	均等割額		減額後の保険料額		未就学児の場合
基礎分保険料	45,000円	→	36,000円	→	18,000円
支援金分保険料	15,100円	→	12,080円	→	6,040円
介護分保険料	16,200円	→	12,960円	→	-

### ④ 減額なし世帯

令和5年度の保険料均等割額（被保険者1人当たり） 【年額】

	均等割額		未就学児の場合
基礎分保険料	45,000円	→	22,500円
支援金分保険料	15,100円	→	7,550円
介護分保険料	16,200円	→	-

⑤ 低所得者の保険料の減額（条例第 19 条の 2）

本算定日現在

区分 年度	国保加入 世帯数	減額			7割減額世帯			5割減額世帯			2割減額世帯			合 計		
		基準額	加算額（万円）		世帯数	割合	減額金額	世帯数	割合	減額金額	世帯数	割合	減額金額	世帯数	割合	減額金額
		(万円)	5割	2割		(%)	(円)		(%)	(円)		(%)	(円)		(%)	(円)
平成28年度	33,497	33.0	26.5	48.0	7,087	21.2%	282,576,933	2,253	6.7%	86,504,955	2,055	6.1%	33,846,015	11,395	34.0%	402,927,903
平成29年度	32,811	33.0	27.0	49.0	7,109	21.7%	302,284,946	2,322	7.1%	92,978,855	1,954	6.0%	33,394,025	11,385	34.7%	428,657,826
平成30年度	32,566	33.0	27.5	50.0	7,527	23.1%	324,827,510	2,324	7.1%	94,637,925	2,039	6.3%	34,896,030	11,890	36.5%	454,361,465
令和元年度	32,230	33.0	28.0	51.0	7,940	24.6%	344,231,046	2,354	7.3%	94,422,974	1,961	6.1%	33,728,450	12,255	38.0%	472,382,470
令和2年度	31,202	33.0	28.5	52.0	6,945	22.3%	309,798,442	2,169	7.0%	86,028,475	1,828	5.9%	31,002,100	10,942	35.1%	426,829,017
令和3年度	29,723	43.0	28.5	52.0	8,475	28.5%	373,787,075	2,232	7.5%	89,407,082	1,932	6.5%	31,756,312	12,639	42.5%	494,950,469
令和4年度	31,205	43.0	28.5	52.0	9,327	29.9%	421,949,395	2,128	6.8%	88,402,771	1,755	5.6%	30,073,226	13,210	42.3%	540,425,392
令和5年度	31,402	43.0	29.0	53.5	9,878	31.5%	481,027,489	2,126	6.8%	94,950,831	1,793	5.7%	33,593,189	13,797	43.9%	609,571,509

⑥ 未就学児の均等割額の減額（条例第 19 条の 4）

本算定日現在

区分 年度	国保加入 世帯数	7割減額世帯			5割減額世帯			2割減額世帯			均等割減額なし世帯			合 計		
		世帯数	割合	減額金額	世帯数	割合	減額金額	世帯数	割合	減額金額	世帯数	割合	減額金額	世帯数	割合	減額金額
			(%)	(円)		(%)	(円)		(%)	(円)		(%)	(円)		(%)	(円)
令和4年度	31,205	95	0.3%	886,869	51	0.2%	842,172	41	0.1%	1,087,566	404	1.3%	12,901,025	591	1.9%	15,717,632
令和5年度	31,402	103	0.3%	1,025,454	41	0.1%	746,242	40	0.1%	1,097,826	387	1.2%	13,417,317	571	1.8%	16,286,839

7.13 算定方式変更に伴う経過措置

算定方式の変更に伴い、保険料負担が増加する階層が生じることから、3段階の区分で、旧ただし書き所得から一定率を控除する経過措置を2年間（平成23～24年度）実施した。

以下のア～ウに該当する場合は、減額後の算定額が算定基礎額となる。

ア 住民税非課税で、旧ただし書き所得がある場合

→ 旧ただし書き所得から、75%を減額

イ 課税標準額が100万以下で、旧ただし書き所得が課税標準額の1.5倍を超える場合

→ 旧ただし書き所得から、課税標準額の1.5倍を超える部分の50%を減額

ウ 課税標準額が100万を超え、旧ただし書き所得が課税標準額の1.5倍を超える場合

→ 旧ただし書き所得から、課税標準額の1.5倍を超える部分の25%を減額

なお、25年度及び26年度は、住民税非課税者で旧ただし書き所得がある場合を対象に、所得割額の算定基礎額の減額を実施した（25年度は旧ただし書き所得から50%を減額、26年度は旧ただし書き所得から25%を減額）。



## 7.14 被用者保険の被扶養者だった方への緩和措置

75歳に達する被用者保険被保険者に扶養されていた65歳から74歳の被保険者は、申請により所得割額を免除し、均等割額を資格取得日から2年間に限り、1/2に減額する。なお、均等割額の減免期間は、厚生労働省の通知に基づいて令和元年度より設けられた。

	世帯数	被保険者数	減免額(円)
平成29年度	245	245	7,449,219
平成30年度	252	252	8,655,474
令和元年度	164	164	9,582,706
令和2年度	167	167	7,343,554
令和3年度	173	173	5,297,380
令和4年度	203	203	6,961,403

## 7.15 非自発的失業者（倒産・解雇等の理由により離職された方）に対する軽減措置

平成21年3月31日以降に離職した、雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者で、離職時65歳未満の方を対象とし、届出により該当される方の給与所得を30/100としたうえで保険料を算定する。ただし、軽減期間は離職日の翌日の属する月から翌年度末までとなる。なお、届出の内容は高額療養費の所得区分判定にも適用される。

## 7.16 保険料一般減免状況

下記の基準により生活が著しく困難となった者のうち、減免が必要と認められる場合、減額または免除を行っている。（文京区国民健康保険条例施行規則第12条）

- ア 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、若しくは障害者となり、又は資産に甚大な損害を受け、若しくは資産を盗まれたとき
- イ 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき
- ウ 事業又は業務について甚大な損害を受けたとき
- エ 前3号に掲げる理由に類する理由があったとき

区分 年度	減 額		免 除		合 計	
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
平成25年度	0	0	12	883,372	12	883,372
平成26年度	0	0	9	723,006	9	723,006
平成27年度	0	0	15	2,023,960	15	2,023,960
平成28年度	0	0	13	1,468,103	13	1,468,103
平成29年度	0	0	12	999,070	12	999,070
平成30年度	0	0	18	1,175,010	18	1,175,010
令和元年度	0	0	11	1,243,713	11	1,243,713
令和2年度	0	0	15	1,250,292	15	1,250,292
令和3年度	0	0	13	569,134	13	569,134
令和4年度	0	0	13	676,829	13	676,829

※退職者分を含む。

## 7.17 均等割賦課、限度額超過世帯等の世帯数と保険料額

年度	区分	世帯数	人数	金額 (円)	世帯構成比	人数構成比
					(%)	(%)
平成25年度	限度額超過	1,679	3,749	1,371,590,000	4.17	7.64
	均等割賦課	16,252	18,847	406,627,255	40.43	38.40
	その他	22,270	26,486	3,951,658,157	55.40	53.96
	合計	40,201	49,082	5,729,875,412	100	100
平成26年度	限度額超過	1,930	4,183	1,447,620,000	4.76	8.65
	均等割賦課	16,707	19,275	415,418,817	41.21	39.83
	その他	21,906	24,932	3,973,502,901	54.03	51.52
	合計	40,543	48,390	5,836,541,718	100	100
平成27年度	限度額超過	1,880	3,834	1,355,180,000	4.62	8.16
	均等割賦課	17,102	19,496	414,538,656	42.03	41.47
	その他	21,708	23,677	3,961,723,946	53.35	50.37
	合計	40,690	47,007	5,731,442,602	100	100
平成28年度	限度額超過	1,847	3,611	1,351,590,000	4.59	8.02
	均等割賦課	16,995	19,141	411,141,219	42.23	42.53
	その他	21,400	22,254	4,027,595,300	53.18	49.45
	合計	40,242	45,006	5,790,326,519	100	100
平成29年度	限度額超過	1,963	3,735	1,396,500,000	4.92	8.53
	均等割賦課	17,404	19,496	438,892,167	43.62	44.51
	その他	20,528	20,567	3,963,998,735	51.46	46.96
	合計	39,895	43,798	5,799,390,902	100	100
平成30年度	限度額超過	1,675	3,244	1,344,020,000	4.18	7.55
	均等割賦課	17,728	19,832	444,305,710	44.19	46.18
	その他	20,714	19,866	4,011,432,702	51.63	46.26
	合計	40,117	42,942	5,799,758,412	100	100
令和元年度	限度額超過	1,576	2,988	1,352,480,000	3.98	7.17
	均等割賦課	17,715	19,780	443,491,454	44.73	47.48
	その他	20,316	18,893	3,903,575,166	51.29	45.35
	合計	39,607	41,661	5,699,546,620	100	100
令和2年度	限度額超過	1,590	3,032	1,337,140,000	4.41	7.86
	均等割賦課	15,593	17,429	418,047,910	43.30	45.17
	その他	18,829	18,125	3,603,910,342	52.29	46.97
	合計	36,012	38,586	5,359,098,252	100	100
令和3年度	限度額超過	1,706	3,120	1,381,530,000	4.87	8.36
	均等割賦課	14,848	16,644	386,387,438	42.41	44.58
	その他	18,456	17,571	3,587,049,765	52.72	47.06
	合計	35,010	37,335	5,354,967,203	100	100
令和4年度	限度額超過	1,741	3,104	1,615,660,000	4.64	8.20
	均等割賦課	17,716	19,543	426,992,476	47.22	51.65
	その他	18,064	15,190	3,489,190,483	48.14	40.15
	合計	37,521	37,837	5,531,842,959	100	100

※各年度の途中で国保の資格を喪失した者のデータも含んでいるため、各年度末の国保加入者数とは異なる。

※区分欄の「限度額超過」とは、賦課額が限度額である世帯のことである。

※区分欄の「均等割賦課」とは、均等割のみが賦課されている世帯のことである。所得割は賦課されていない。

## 8 保健事業

被保険者の健康維持増進を目的として、次のような保健事業を行っている。

### 8.1 指定保養施設

近県の旅館、ホテル、温浴施設と指定契約を結び、被保険者の利用に供している。

#### ① 宿泊施設一覧（13施設）

ア、国保指定旅館

（令和5年8月1日現在）

県	地名	施設名	県	地名	施設名
群馬	上牧	ホテル辰巳館	静岡	伊東	ホテル伊東ガーデン
山梨	山中湖	ホテルマウント富士		下田（蓮台寺）	クアハウス石橋旅館
長野	鹿教湯	つるや旅館	千葉	南房総千倉	魚拓荘鈴木屋
	軽井沢	ペンション・ラブラドール		館山	館山リゾートホテル
			新潟	六日町	心と体の保養の宿 龍氣

イ、協定施設

県	地名	施設名
福島	いわき	いわき藤間温泉ホテル湊
山梨	石和	シャトレゼホテル石和
大分	日田	日田天領水の宿
全国	KAMENOI HOTEL（全国30施設）	

#### ② 宿泊施設利用状況

（年度末時点）

年度	契約施設数	利用件数	利用人数
平成30年度	16	12	74
令和元年度	16	33	139
令和2年度	14	10	49
令和3年度	14	21	52
令和4年度	15	16	31



#### ③ 日帰り温浴施設一覧

（令和5年8月1日現在）

地名	施設名
浦安	大江戸温泉物語浦安万華郷
豊島区	東京染井温泉 Sakura
	タイムズスパ・レスタ

## 8.2 日帰り温泉施設利用補助金事業

区内にある温泉施設「東京ドーム天然温泉スパ ラクーア」と契約し、割引料金で入館できる利用券を配布する。(年1回・応募制)

ア 実施期間 通年

イ 利用補助額 1枚1,200円 ※利用者負担額は、協定料金から利用補助額を差し引いた金額

スパ入館料		一般料金	協定料金	利用者負担額
大人 (18歳以上)	平日	3,230円	2,530円	1,330円
	土日・祝日・特定日	3,890円	3,080円	1,880円
子供 (6歳～17歳)	平日	2,420円	2,090円	890円
	土日・祝日・特定日	3,080円	2,640円	1,440円

ウ 配付実績

(令和5年8月1日現在)

年 度	応募総数	当選者数	配布枚数	備 考
令和元年度	1,591	1,532	3,064	1人あたり2枚
令和2年度	1,081	1,045	2,090	1人あたり2枚
令和3年度	1,035	999	1,998	1人あたり2枚
令和4年度	1,530	1,411	2,822	1人あたり2枚
令和5年度	1,707	1,589	3,178	1人あたり2枚

## 8.3 特定健康診査・特定保健指導

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)とは、高血糖・高血圧・脂質代謝異常といった生活習慣病の危険因子を2つ以上持った状態のことをいう。区では、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防・解消を目的とした健診・保健指導を行っている。

### ① 特定健康診査(無料)

ア 対象者

年度内に満40歳～74歳になる方で、4月1日から継続して文京区国民健康保険に加入している方

イ 健診項目

#### 【基本項目】

問診、身体計測、理学的検査(診察・血圧測定等)、尿検査(尿糖・尿蛋白)、血液検査(脂質検査〔中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール〕・血糖検査〔血糖、HbA1c〕・肝機能検査〔GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP〕)

#### 【医師の判断で実施する項目】

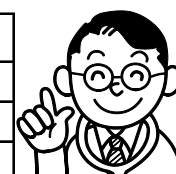
貧血検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値)・心電図検査・眼底検査・血液検査(血清尿酸・クレアチニン)・胸部レントゲン検査

ウ 会場

区内の指定医療機関

エ 対象者・受診者数等

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者	25,999人	24,945人	24,399人	24,189人	23,489人
受診者	11,808人	11,186人	10,944人	9,628人	10,104人
受診率	45.4%	44.8%	44.9%	39.8%	43.0%



## ② 特定保健指導（無料）

### ア 対象者

特定健康診査で、メタボリックシンドローム該当者及び予備群と判定された方で、保健指導が必要と認められた方

### イ 会場

区の指定する施設

### ウ 対象者・終了者数等

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者	1,235人	1,194人	1,109人	965人	1,024人
終了者	208人	271人	137人	141人	122人
実施率	16.8%	22.7%	12.4%	14.6%	11.9%



## 8.4 糖尿病性腎症重症化予防事業（無料）

糖尿病性腎症の重症化による人工透析への移行防止等を目的とした、医療機関受診勧奨・保健指導等を行っている。

### ア 対象者

前年度特定健康診査受診者のうち、次の(a)かつ(b)に該当する者

(a) 空腹時血糖 126ml/dl 以上 又は HbA1c 6.5%以上

(b) eGFR 60ml/分/1.73 m<sup>2</sup>未満 又は 尿蛋白（±）以上

### イ 実施内容

#### (a) 医療機関受診勧奨

糖尿病にかかる服薬「なし」の者に対する手紙や電話等による医療機関への受診勧奨

#### (b) 保健指導

糖尿病にかかる服薬「あり」の者に対する医療機関と連携した保健指導

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
医療機関受診勧奨対象者	123人	135人	117人	107人
保健指導対象者	205人	175人	172人	166人
医療機関受診勧奨受診者	3人	1人	2人	5人
保健指導終了者	26人	17人	19人	17人

#### (c) フォローアップ

前年度の保健指導終了者（後期高齢者医療へ移行した者など、文京区国民健康保険資格喪失者は対象外）に対し、フォローアップの保健指導を行う。

	令和2年	令和3年	令和4年
フォローアップ対象者	23人	12人	15人
フォローアップ保健指導修了者	10人	6人	5人

## 9 国民健康保険事業決算状況

令和4年度の国民健康保険特別会計決算は、歳入は総額で201億463万5千円となり、前年度と比較して、額で1億2,135万4千円、率で約0.6%の減となった。

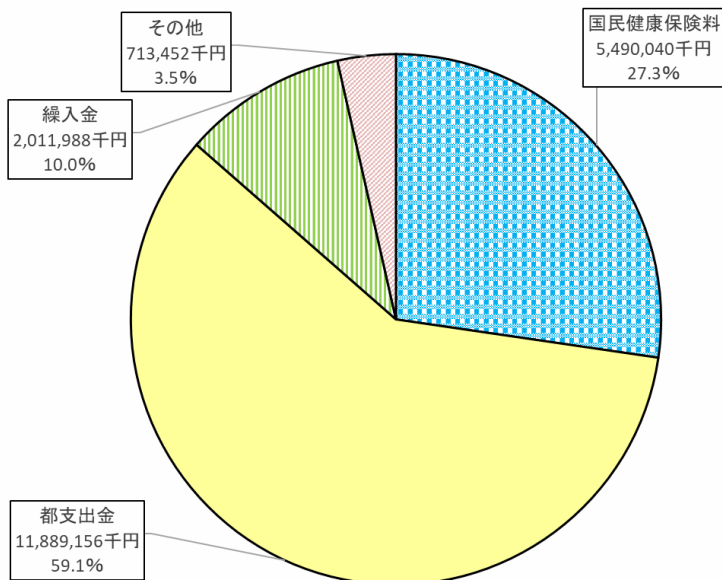
また、歳出は総額195億2,438万4千円となり、額で1,862万9千円、率で約0.09%の減となっている。歳入・歳出の特徴をみると、以下のとおりとなる。

### 9.1 令和4年度歳入決算状況

歳入では、本特別会計の基本的な財源となる保険料が、54億9,004万円、対前年度比で1億3,541万6千円の増となった。

また、平成30年度の広域化により保険給付等に要する経費が都から交付されることとなったため、都支出金が118億8,915万6千円となり、歳入全体の約6割(59.1%)を占めている。

【令和4年度 歳入総額】 20,104,636千円

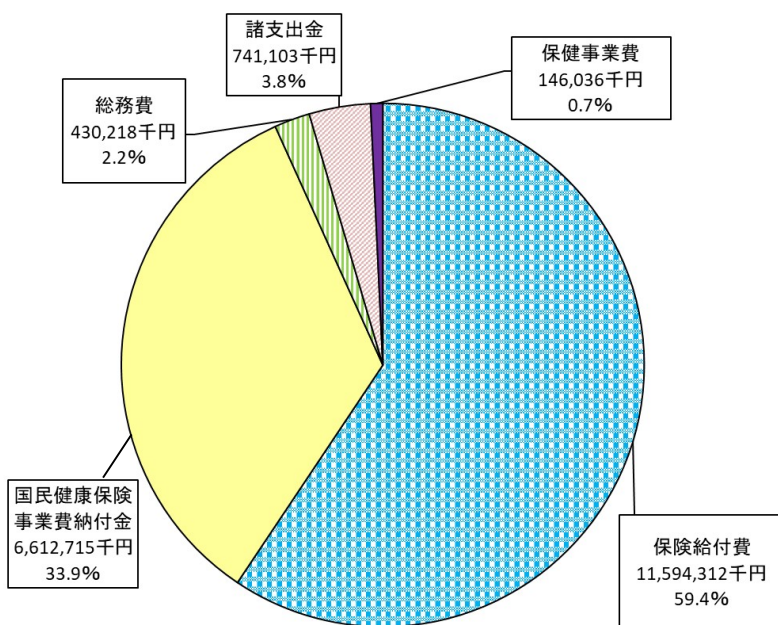


### 9.2 令和4年度歳出決算状況

歳出では、その中心となる保険給付費が115億9,431万1千円と全体の約6割(59.4%)を占め、対前年度比で1億4,448万7千円の増となっている。

また、平成30年度の広域化により東京都において算出した納付金を納付する仕組みとなったため、国民健康保険事業費納付金が、66億1,271万5千円と歳出全体の約3割(33.9%)を占めている。

【令和4年度 歳出総額】 19,524,385千円



※円グラフの計数及び各項目の金額については、原則として表示単位未満を四捨五入し、端数を調整していないため、合計値と一致しない場合がある。

### 9.3 過去3年間の決算状況

#### 【歳入】

科目	年度 区分	令和4年度(年間平均被保険者数38,637人)				令和3年度(年間平均被保険者数38,790人)				令和2年度(年間平均被保険者数40,961人)			
		予算現額 (円)	収入済額 (円)	予算現額に対する増減額 (円)	構成比 (%)	予算現額 (円)	収入済額 (円)	予算現額に対する増減額 (円)	構成比 (%)	予算現額 (円)	収入済額 (円)	予算現額に対する増減額 (円)	構成比 (%)
1	国民健康保険料	5,225,678,000	5,490,040,375	264,362,375	27.3	5,031,743,000	5,354,623,383	322,880,383	26.5	4,931,788,000	5,288,773,544	356,985,544	27.3
2	一部負担金	2,000	0	△ 2,000	0.0	2,000	0	△ 2,000	0.0	2,000	0	△ 2,000	0.0
3	使用料及び手数料	60,000	85,200	25,200	0.0	18,000	82,500	64,500	0.0	18,000	74,400	56,400	0.0
4	国庫支出金	2,307,000	2,306,000	△ 1,000	0.0	118,424,000	122,303,000	3,879,000	0.6	371,651,000	415,008,000	43,357,000	2.1
5	都支出金	11,842,851,000	11,889,156,261	46,305,261	59.1	11,822,877,000	11,903,670,017	80,793,017	58.9	11,453,424,000	11,065,201,314	△ 388,222,686	57.0
6	繰入金	2,011,988,000	2,011,987,578	△ 422	10.0	1,957,963,000	1,957,962,761	△ 239	9.7	2,099,998,000	2,099,997,384	△ 616	10.8
7	繰越金	682,977,000	682,975,867	△ 1,133	3.4	807,056,000	807,054,591	△ 1,409	4.0	468,845,000	468,844,614	△ 386	2.4
8	諸収入	20,304,000	28,084,496	7,780,496	0.1	76,628,000	80,293,906	3,665,906	0.4	61,293,000	70,150,802	8,857,802	0.4
	合計	19,786,167,000	20,104,635,777	318,468,777	100.0	19,814,711,000	20,225,990,158	411,279,158	100.0	19,387,019,000	19,408,050,058	21,031,058	100.0

#### 【歳出】

科目	年度 区分	令和4年度(年間平均被保険者数38,637人)				令和3年度(年間平均被保険者数38,790人)				令和2年度(年間平均被保険者数40,961人)			
		予算現額 (円)	支出済額 (円)	不用額 (円)	構成比 (%)	予算現額 (円)	支出済額 (円)	不用額 (円)	構成比 (%)	予算現額 (円)	支出済額 (円)	不用額 (円)	構成比 (%)
1	総務費	445,041,000	430,218,143	14,822,857	2.2	467,555,000	451,051,307	16,503,693	2.3	490,761,000	474,058,189	16,702,811	2.5
2	保険給付費	11,763,518,000	11,594,311,951	169,206,049	59.4	11,635,748,000	11,449,824,876	185,923,124	58.6	11,219,856,000	10,535,520,189	684,335,811	56.6
3	国民健康保険事業費納付金	6,612,717,000	6,612,715,269	1,731	33.9	6,636,352,000	6,636,350,115	1,885	34.0	6,902,218,000	6,902,215,625	2,375	37.1
4	保健事業費	167,625,000	146,036,122	21,588,878	0.7	172,902,000	152,730,625	20,171,375	0.8	176,686,000	142,496,797	34,189,203	0.8
5	諸支出金	747,266,000	741,103,402	6,162,598	3.8	852,154,000	853,057,368	△ 903,368	4.4	547,498,000	546,704,667	793,333	2.9
6	予備費	50,000,000	0	50,000,000	0.0	50,000,000	0	50,000,000	0.0	50,000,000	0	50,000,000	0.0
	合計	19,786,167,000	19,524,384,887	261,782,113	100.0	19,814,711,000	19,543,014,291	271,696,709	100.0	19,387,019,000	18,600,995,467	786,023,533	100.0

（令和4年度）

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 5

事業開始年月日	年 月 日
---------	-------

○ 一般状況

その他保険給付	出産育児	葬 祭	傷病手当	出産手当	その他
	420,000円	70,000円	999,999,999,999円	0円	999,999,999,999円

		本年度末現在				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	
世帯数		29,802				
被 保 険 者 数	総数	38,377	731	11,275	5,525	1,233
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	38,377	731	11,275	5,525	1,233

		年度平均				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	
世帯数		29,672				
被 保 険 者 数	総数	38,606	691	11,882	5,874	1,302
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	38,606	691	11,882	5,874	1,302

	本年度末現在	年度平均
介護保険第2号被保険者数	13,302	13,546
介護保険第2号世帯数	11,861	12,043
	本年度末現在	年度平均
特定世帯数	0	0
特定継続世帯数	0	0

	年度平均
標準負担額の減額状況	718
	本年度中
世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)	54

被 保 険 者 増 減 内 訳	本年度中増	転 入		社保離脱	生保廃止	出 生	後期高齢者 離脱	その他	計
		7,122	(再掲) 他県からの転入 4,813						
	本年度中減	転 出		社保加入	生保開始	死 亡	後期高齢者 加入	その他	計
		4,526	(再掲) 他県への転出 2,313						

本年度末現在	専 任	兼 任	計
事務職員数	49	0	49

一部負担割合	法定割合	その他
	1	0



様式 1 4 (市町村) 国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (市町村)

○経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

[ 1 ] 収入状況及び支出状況

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 0 : 5

収 入				支 出					
科 目		収入額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	科 目		支出額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分
		円	円	円			円	円	円
保険料 △税 ▽	一般被 保険 者分	医療給付費分	3,771,998,760		保 険 給 付 費	総 務 費	430,218,143		
		後期高齢者支援金分	1,198,314,755	1,198,314,755		療養給付費	9,983,930,215		
		介護納付金分	519,721,167			療 養 費	101,800,182		
		一般被保険者分計	5,490,034,682	1,198,314,755		小 計	10,085,730,397		
	退職被 保険 者分	医療給付費分	4,184		高額療養費	1,366,700,807			
		後期高齢者支援金分	1,139	1,139	高額介護合算療養費	3,230,866			
		介護納付金分	370		移 送 費	199,000			
		退職被保険者等分計	5,693	1,139	出産育児諸費	54,993,270			
	計	5,490,040,375	1,198,315,894	519,721,537	葬 祭 諸 費	15,050,000			
	国 庫 支 出 金	2,306,000			育 児 諸 費	0			
都道府県 支出金 △交付金 ▽	保険給付費等交付金 (普通交付金)	11,541,933,261			そ の 他	16,739,916			
	保険者努力支援分	58,217,000			一般被保険者分計	11,542,644,256			
	特別調整交付金分	146,299,000			退職被 保 険 者 等 分	療養給付費	0		
	都道府県繰入金 (2号分)	98,665,000			療 養 費	0			
	特定健康診査等負担金	44,042,000			小 計	0			
	保険給付費等交付金 (特別交付金)計	347,223,000			高額療養費	0			
	財政安定化基金交付金	0			高額介護合算療養費	0			
	そ の 他	0			移 送 費	0			
	計	11,889,156,261			退職被保険者等分計	0			
	連 合 会 支 出 金	0			審査支払手数料	51,667,695			
一般会計 繰入金	保険基盤安定 (保険料 (税) 軽減分)	568,600,310	123,381,720	51,705,680	計	11,594,311,951			
	保険基盤安定 (保険者支援分)	389,133,306	85,104,191	33,346,686	国民健康 保 険 事 業 費 納 付 金	医療給付費分	一般被保険者分	4,573,273,598	
	未就学児均等割保険料 (税)	14,894,962	3,555,420		費分	療養給付費	退職被保険者等分	198,338	
	職員給与等	408,059,000			支 援 金 等 分	医療給付費分計	4,573,471,936		
	出産育児一時金等	38,920,000			後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	一般被保険者分	1,398,439,943	1,398,439,943	
	財政安定化支援事業	0				退職被保険者等分	396,675	396,675	
	そ の 他	592,380,000				後期高齢者支援金等分計	1,398,836,618	1,398,836,618	
	計	2,011,987,578	212,041,331	85,052,366		介護納付金分	640,406,715	640,406,715	
	直診勘定繰入金	0				計	6,612,715,269	1,398,836,618	640,406,715
	そ の 他 の 収 入	28,169,696			財政安定化基金拠出金	0			
小 計 ( 単年度収入 ) A	19,421,659,910	1,410,357,225	604,773,903	保 健 事 業 費	保健事業費	7,460,273			
					特定健康診査等事業費	138,575,849			
					健康管理センター事業費	0			
					計	146,036,122			
					保険給付費等交付金償還金	257,137,052			
					直診勘定繰出金	0			
					そ の 他 の 支 出	483,966,350	2,700,503	1,304,083	
					小 計 ( 単年度支出 ) B	19,524,384,887	1,401,537,121	641,710,798	
					単年度収支差 (A-B)	-102,724,977	8,820,104	-36,936,895	
基金繰入金 C	0			基 金 積 立 金	F	0			
繰越金 D	682,975,867			前年度繰上充用金 G	0				
市町村債 E	0			公債費 H	0				
うち財政安定化基金貸付金	0			うち財政安定化基金償還金	0				
収入合計 (A+C+D+E)	20,104,635,777			支 出 合 計 (B+F+G+H)	19,524,384,887				
				収支差引残 (収入合計-支出合計)	580,250,890				
				うち次年度への繰越金 I	580,250,890				
				うち基金積立金 J	0				

[ 2 ] 基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額 (前年度末) K	0	市町村債残高	0
基金繰入金 C	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
基金積立金 F	0		
収支差引残のうち基金積立金 J	0		
その他増加額 L	0		
その他減少額 M	0		
基金保有額 (K-C+F+J+L-M)	0		

[ 3 ] 資産・負債等の状況 (年度末現在)

資 産			負 債 及 び 純 資 産		
科 目	金額 (円)		科 目	金額 (円)	
基金保有額 a	0		繰上充用金 (当年度赤字額) e	0	
次年度への繰越金 b	580,250,890		市町村債残高 f	0	
貸付金等 c	0		うち財政安定化基金貸付金残高 g	0	
その他の資産 d	0		そ の 他 の 負 債	0	
資産合計 (a+b+c+d)	580,250,890		負 債 合 計 (e+f+g)	0	
			純 資 産 (資産合計 - 負債合計)	580,250,890	

様式14 (市町村) (つづき)

国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (続) (市町村)  
(令和4年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 0 : 5

○経理状況

2. 保険料 (税) 収納状況 (一般被保険者分)

(円)

		調定額	収納額	還付未済額 (別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保険料 (税)	現年分	5,552,501,250	5,287,077,611	23,134,614	6,337,058	259,086,581	0
	滞納繰越分	506,691,076	178,494,005	1,328,452	150,627,324	177,569,747	0
	計	6,059,192,326	5,465,571,616	24,463,066	156,964,382	436,656,328	0

3. 保険給付費等支払状況

(円)

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額	
一般被保険者分 V	療養給付費	計	9,961,382,620	9,983,930,215	19,270,312	3,277,283	0
		現年度分 (再掲)	9,961,382,620	9,983,930,215	19,270,312	3,277,283	0
	療養費	計	101,685,626	101,800,182	86,773	27,783	0
		現年度分 (再掲)	101,685,626	101,800,182	86,773	27,783	0
	高額療養費		1,363,780,832	1,366,700,807	2,429,309	490,666	0
	高額介護合算療養費		3,230,866	3,230,866	0	0	0
	移送費		199,000	199,000	0	0	0
	その他の保険給付費		86,389,916	86,783,186	420,000	0	26,730

4. 市町村標準保険料 (税) 率

医療給付費分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
7.69	0.00	45,307	0

後期高齢者支援金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.37	0.00	13,555	0

介護納付金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.31	0.00	16,794	0

5. 備考

収 納 率		
現年分	滞納繰越分	計
95.22 %	35.23 %	90.20 %

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 0 : 5

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 [     ]
----------------	-----------	----------------------

保険料 の別 保険税	①	(2)	保険料（税） 賦課方式	(1)	(2)	③	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 9
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他		
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 (低所得者分)	保険料（税） 軽減額 (未就学児分)	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額	
千円 5,959,667	千円 393,513	千円 10,146	千円 90,698	千円 5,206	千円 1,442,129	1増・②減	千円 190,083	千円 3,827,892	
保険料（税）算定額内訳					料（税）率				
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 4,321,724	千円 0	千円 1,637,943	千円 0	% 7.16	% 0.00	円 42,100	円 0		
72.52%	0.00%	27.48%	0.00%						
課税対象額		課税対象	保険料（税） 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税） 軽減世帯数 (未就学児分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額
所得割	資産割	世帯数							千円 650
千円 60,359,273	千円 0	29,413	12,849	510	4	902	1,636	38,906	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③その他		

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 0 : 5

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 [     ]
----------------	-----------	----------------------

保険料 の別 保険税	①	(2)	保険料（税）		(1)	(2)	③	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 9
	料	税	賦課方式		4方式	3方式	2方式	その他		
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 (低所得者分)	保険料（税） 軽減額 (未就学児分)	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額		
千円 1,889,750	千円 123,382	千円 3,181	千円 28,692	千円 1,635	千円 468,883	1増②減	千円 59,677	千円 1,204,300		
保険料（税）算定額内訳					料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割			
千円 1,376,191	千円 0	千円 513,559	千円 0	% 2.28	% 0.00	円 13,200	円 0			
72.82%	0.00%	27.18%	0.00%							
課税対象額		課税対象	保険料（税） 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税） 軽減世帯数 (未就学児分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数								千円 200
千円 60,359,273	千円 0	29,413	12,849	510	4	903	1,708	38,906		
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他	
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他			

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 0 : 5

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 [ ]
----------------	-----------	------------------

保険料 の別 保険税	①	(2)	保険料（税） 賦課方式	(1)	(2)	③	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 9
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他		
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 (低所得者分)	保険料（税） 軽減額 (未就学児分)	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額	
千円 827,386	千円 51,706	千円 0	千円 15,303	千円 20	千円 235,227	1増・②減	千円 4,821	千円 520,309	
保険料（税）算定額内訳					料（税）率				
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 595,816	千円 0	千円 231,570	千円 0	% 2.09	% 0.00	円 16,600	円 0		
72.01%	0.00%	27.99%	0.00%						
課税対象額		課税対象 世帯数	保険料（税） 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税） 軽減世帯数 (未就学児分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額
所得割	資産割								
千円 28,507,956	千円 0	12,363	4,840	0	2	396	104	13,950	千円 170
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他		

○ 保険給付状況  
1. 医療給付の状況  
(1) 全体

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 0 : 5

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	631,407	13,692,980,846	9,961,020,870	3,241,676,231	490,283,745
食事療養・生活療養（再掲）	5,995	151,679,527	73,387,438	73,955,029	4,337,060
食事療養・生活療養	40		361,750	-361,750	0
療養費等					
診療費	1,253	23,024,770	16,389,944	5,450,544	1,184,282
補装具	350	14,293,192	10,443,061	2,985,949	864,182
柔道整復師	11,391	77,460,569	56,011,624	21,447,790	1,155
アンマ・マッサージ	491	16,071,940	11,767,208	2,107,563	2,197,169
ハリ・キュウ	536	8,703,140	6,305,878	1,619,707	777,555
その他	108	1,090,694	767,911	322,783	0
小計	14,129	140,644,305	101,685,626	33,934,336	5,024,343
海外療養費（再掲）	38	1,504,530	1,053,171	451,359	0
移送費	2	199,000	199,000	0	0
計	645,578	13,833,824,151	10,063,267,246	3,275,248,817	495,308,088

(2) 前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	303,013	7,283,536,245	5,471,712,413	1,683,461,382	128,362,450
食事療養・生活療養（再掲）	3,311	81,012,326	37,265,016	42,228,810	1,518,500
食事療養・生活療養	19		122,500	-122,500	0
療養費等					
療養費	5,384	57,997,915	43,750,796	12,547,387	1,699,732
海外療養費（再掲）	4	625,570	437,899	187,671	0
移送費	0	0	0	0	0
計	308,416	7,341,534,160	5,515,585,709	1,695,886,269	130,062,182

(3) 70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	159,187	3,973,608,461	3,163,566,683	756,580,141	53,461,637
食事療養・生活療養（再掲）	1,885	47,220,679	22,414,579	23,785,980	1,020,120
食事療養・生活療養	5		26,650	-26,650	0
療養費等					
療養費	2,890	31,522,682	25,219,152	6,027,435	276,095
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	162,082	4,005,131,143	3,188,812,485	762,580,926	53,737,732

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	36,268	800,057,281	557,403,256	228,050,055	14,603,970
食事療養・生活療養（再掲）	362	7,410,804	2,550,794	4,651,630	208,380
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費等					
療養費	555	5,810,471	4,067,275	1,705,249	37,947
海外療養費（再掲）	1	561,050	392,735	168,315	0
移送費	0	0	0	0	0
計	36,823	805,867,752	561,470,531	229,755,304	14,641,917

(5) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	11,736	159,172,996	127,015,866	6,342,524	25,814,606
食事療養（再掲）	105	659,676	205,206	411,925	42,545
食事療養	0		0	0	0
療養費等					
療養費	67	820,576	656,541	4,858	159,177
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	11,803	159,993,572	127,672,407	6,347,382	25,973,783

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 0 : 5

2. 高額療養費の状況

		合 算 分		単 独 分			他法併用分	合 計	現物給付分 (再掲)	
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分				その他
総 数	件 数	1,595	8,408	1,939	2,270	1,946	2,904	3,654	22,716	11,535
	高額療養費(円)	44,082,329	88,632,761	188,792,329	185,891,804	301,438,453	125,736,512	429,206,644	1,363,780,832	1,173,863,035
(再掲) 前期 高齢者分	件 数	975	7,206	903	1,339	1,253	2,506	2,305	16,487	
	高額療養費(円)	23,711,439	65,122,944	80,048,532	108,558,216	167,586,930	95,997,158	241,165,844	782,191,063	
(再掲) 70歳以上 一般分	件 数	393	6,697	191	631	782	2,253	1,574	12,521	
	高額療養費(円)	3,951,993	44,371,321	12,864,042	42,615,964	79,693,235	77,668,957	111,330,032	372,495,544	
(再掲) 70歳以上現役 並み所得者分	件 数	143	189	115	243	127	56	257	1,130	
	高額療養費(円)	5,333,444	8,725,283	11,674,238	20,957,939	21,062,526	2,679,138	39,695,439	110,128,007	
(再掲) 未就学児分	件 数	1	4	0	0	22	0	21	48	
	高額療養費(円)	18,178	83,789	0	-78,945	1,530,585	136,769	2,280,900	3,971,276	
長期高額特定疾病該当者数								135 人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	93
給付額(円)	3,230,866

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件数(件)	130	215	62	0	13,643	14,050
給付額(円)	54,600,000	15,050,000	2,482,113	0	14,257,803	86,389,916

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 5

5. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		件数	日数	費用額
診療費	入院	6,250 <sup>件</sup>	87,169 <sup>日</sup>	4,325,783,462 <sup>円</sup>
	入院外	315,816	468,907	5,387,159,117
	歯科	83,775	139,934	1,073,101,380
	小計	405,841	696,010	10,786,043,959
調剤		222,686	( 260,841 枚)	2,522,192,300
食事療養・生活療養		( 5,995 )	( 219,258 回)	151,679,527
訪問看護		2,880	21,475	233,065,060
合計		631,407	717,485	13,692,980,846

(2) 前期高齢者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	3,493 <sup>件</sup>	48,040 <sup>日</sup>	2,528,001,382 <sup>円</sup>
	入院外	150,973	230,466	2,805,628,738
	歯科	39,427	64,207	479,608,340
	小計	193,893	342,713	5,813,238,460
調剤		108,049	( 125,632 枚)	1,284,683,799
食事療養・生活療養		( 3,311 )	( 119,542 回)	81,012,326
訪問看護		1,071	9,617	104,601,660
合計		303,013	352,330	7,283,536,245

(3) 70歳以上一般分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	1,829 <sup>件</sup>	28,252 <sup>日</sup>	1,450,223,482 <sup>円</sup>
	入院外	79,166	122,785	1,473,538,490
	歯科	20,347	33,441	252,995,940
	小計	101,342	184,478	3,176,757,912
調剤		57,252	( 66,857 枚)	694,668,100
食事療養・生活療養		( 1,885 )	( 69,470 回)	47,220,679
訪問看護		593	5,299	54,961,770
合計		159,187	189,777	3,973,608,461

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	377 <sup>件</sup>	4,496 <sup>日</sup>	276,573,170 <sup>円</sup>
	入院外	18,310	26,509	308,912,868
	歯科	4,530	7,178	51,405,990
	小計	23,217	38,183	636,892,028
調剤		12,990	( 14,907 枚)	146,823,759
食事療養・生活療養		( 362 )	( 10,841 回)	7,410,804
訪問看護		61	703	8,930,690
合計		36,268	38,886	800,057,281

(5) 未就学児分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	119 <sup>件</sup>	632 <sup>日</sup>	55,350,790 <sup>円</sup>
	入院外	6,030	8,639	70,251,800
	歯科	1,006	1,182	9,068,010
	小計	7,155	10,453	134,670,600
調剤		4,547	( 5,698 枚)	21,110,380
食事療養		( 105 )	( 1,017 回)	659,676
訪問看護		34	242	2,732,340
合計		11,736	10,695	159,172,996



様式 17 (市町村)

国民健康保険退職者医療事業状況報告書 (退職者医療事業年報) E表 (1) (市町村)

退職者医療にかかる一般状況・経理状況

(令和4年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 5

○一般状況

		本年度末現在	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

		年度平均	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

○経理状況

1. 収入状況及び支出状況

収 入		支 出	
科 目	収 入 額 (円)	科 目	支 出 額 (円)
保険料 (税) 医療給付費分	4,184	医 療 給 付 費	療養給付費 0
保険給付費等交付金 (普通交付金)	0		療養費 0
その他の収入	0		小 計 0
合 計	4,184		高額療養費 0
			高額介護合算療養費 0
			移送費 0
			計 0
		国民健康保険事業費納付金 (医療給付費分)	198,338
		その他の支出	0
		前年度繰上充用金	0
		合 計	198,338

2. 保険料 (税) 収納状況

(円)

	調 定 額	収 納 額	還付未済額 (別掲)	不 納 欠 損 額	未 収 額	居所不明者分調定額
現 年 分	0	0	0	0	0	0
滞 納 繰 越 分	5,693	5,693	0	0	0	0
計	5,693	5,693	0	0	0	0

3. 医療給付支払状況

(円)

		支 払 義 務 額	支 払 済 額	徴 収 金 等	戻 入 未 済 額	未 払 額
療養給付費	計	0	0	0	0	0
	現年度分 (再掲)	0	0	0	0	0
療 養 費	計	0	0	0	0	0
	現年度分 (再掲)	0	0	0	0	0
高 額 療 養 費		0	0	0	0	0
高 額 介 護 合 算 療 養 費		0	0	0	0	0
移 送 費		0	0	0	0	0





退職者医療にかかる医療給付状況

（令和4年度）

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1   3   -   0   0   5

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
		件	円	円	円	円
療養の給付等		0	0	0	0	0
食事療養（再掲）		0	0	0	0	0
療養費等	食事療養	0	0	0	0	0
	診療費	0	0	0	0	0
	補装具	0	0	0	0	0
	柔道整復師	0	0	0	0	0
	アンマ・マッサージ	0	0	0	0	0
	ハリ・キウ	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
	海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
	移送費	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0

(2) 未就学児分再掲

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
		件	円	円	円	円
療養の給付等		0	0	0	0	0
食事療養（再掲）		0	0	0	0	0
療養費等	食事療養	0	0	0	0	0
	療養費	0	0	0	0	0
	海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
	移送費	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0

2. 高額療養費の状況

		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 （再掲）
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分			
総数	件数	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0
(再掲) 未就学児分	件数	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0
長期高額特定疾病該当者数							0人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	0
給付額(円)	0

退職者医療にかかる医療給付状況

（令和4年度）

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 0 : 5

4. 療養の給付等内訳

（1）全体

		退職被保険者分			被扶養者分		
		件数	日数	費用額	件数	日数	費用額
診療費	入院	0	0	0	0	0	0
	入院外	0	0	0	0	0	0
	歯科	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
	調剤	0	( 0 枚)	0	0	( 0 枚)	0
	食事療養	( 0 )	( 0 回)	0	( 0 )	( 0 回)	0
	訪問看護	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0

（2）未就学児分再掲

		被扶養者分		
		件数	日数	費用額
診療費	入院	0	0	0
	入院外	0	0	0
	歯科	0	0	0
	小計	0	0	0
	調剤	0	( 0 枚)	0
	食事療養	( 0 )	( 0 回)	0
	訪問看護	0	0	0
	合計	0	0	0

給 付 別 表 V 表 ( 1 )  
( 全体 )  
( 令和4年度 )

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

1. 地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費用負担区分				
		費用額	保険者負担分	一部負担金		他法負担分
薬剤一部負担金 (再掲)						
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	1,171,176	6,585,970	4,630,139	1,662,780	0	293,051
心障医療 (法制 No. 80)	67,688,692	477,584,120	343,462,696	73,627,196	0	60,494,228
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	1,491,103	53,912,260	37,755,608	2,490,429	0	13,666,223
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	1,469,178	10,008,000	7,087,968	1,469,178	0	1,450,854
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	2,893,280	52,322,760	37,970,719	8,454,227	0	5,897,814
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0		0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	4,034,106	158,020,780	110,614,546	3,981,184		43,425,050
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	612,457	200,498,252	142,054,099	14,279,418	0	44,164,735
計	79,359,992	958,932,142	683,575,775	105,964,412	0	169,391,955

2. 出産育児一時金

	件 数	金 額
出産育児一時金	0	0

給 付 別 表 V 表 ( 2 )  
 ( 70歳以上一般分再掲 )  
 ( 令和4年度 )

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費用負担区分			
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	0	199,600	159,680	39,800	120
心障医療 (法制 No. 80)	10,630,211	91,538,120	73,230,496	11,680,984	6,626,640
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	170,260	136,208	0	34,052
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	836	823,680	658,944	836	163,900
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	725,992	13,447,920	10,758,336	2,156,142	533,442
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	147,300	17,053,230	13,642,584	1,298,350	2,112,296
計	11,504,339	123,232,810	98,586,248	15,176,112	9,470,450

給 付 別 表 V 表 ( 3 )  
 ( 7 0 歳以上現役並み所得者分再掲 )  
 ( 令和4年度 )

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費用負担区分			
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	0	158,110	110,677	25,042	22,391
心障医療 (法制 No. 80)	0	2,421,670	1,695,169	165,486	561,015
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	190,450	133,315	0	57,135
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	14,319	2,089,780	1,462,846	278,435	348,499
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0	0
計	14,319	4,860,010	3,402,007	468,963	989,040



給 付 別 表 V 表 ( 4 )  
 ( 未就学児分再掲 )  
 ( 令和4年度 )

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費用負担区分			
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	0	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	0	0	0	0	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

給 付 別 表 V 表 ( 5 )  
( 前期高齢者分再掲 )  
( 令和4年度 )

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費用負担区分			
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	1,029,435	6,565,340	4,615,698	1,647,854	301,788
心障医療 (法制 No. 80)	19,289,095	162,932,610	123,206,639	22,142,697	17,583,274
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	368,910	275,263	19,865	73,782
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	836	1,265,420	968,162	836	296,422
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	1,515,112	26,330,080	19,775,848	4,390,204	2,164,028
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	147,300	27,523,300	20,971,633	2,163,862	4,387,805
計	21,981,778	224,985,660	169,813,243	30,365,318	24,807,099

給付別表 N 表 (1)

(全体)

(令和4年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費 (一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	72,320	28,590	43,730	0
心障医療 (法制 No. 80)	8,284,752	4,143,482	4,141,270	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	58,248	24,808	33,440	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	77,846	29,086	48,760	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	123,340	35,730	87,610	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0
計	8,616,506	4,261,696	4,354,810	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	2,880	233,065,060	169,595,265	51,888,487	11,581,308

3. 一部負担金減免額調 (一般被保険者分)

区分	全体分	前期高齢者分	70歳以上一般	70歳以上一般	70歳以上現役並	70歳以上現役並	未就学児
		再掲	再掲(8割)	再掲(9割)	再掲(7割)	再掲(8割)	
	232,395	42,120	42,120	0	0	0	0

給 付 別 表 N 表 ( 2 )  
 ( 70歳以上一般分再掲 )  
 ( 令和4年度 )

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	1,426,557	638,297	788,260	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0
計	1,426,557	638,297	788,260	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	593	54,961,770	44,049,525	10,517,578	394,667

給 付 別 表 N 表 ( 3 )  
 ( 7 0 歳以上現役並み所得者分再掲 )  
 ( 令和4年度 )

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	0	0	0	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0
計	0	0	0	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	61	8,930,690	6,251,483	2,601,780	77,427

給 付 別 表 N 表 ( 4 )  
(未就学児分再掲)  
( 令和4年度 )

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	0	0	0	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0
計	0	0	0	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	34	2,732,340	2,185,872	546,468	0

給 付 別 表 N 表 ( 5 )  
(前期高齢者分再掲)  
( 令和4年度 )

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	72,320	28,590	43,730	0
心障医療 (法制 No. 80)	2,218,877	884,387	1,334,490	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0
計	2,291,197	912,977	1,378,220	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	1,071	104,601,660	78,849,526	24,291,313	1,460,821

年 報 別 表 M 表

(不当利得、不正利得、第三者行為の状況)

( 令和4年度 )

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

1. 不当利得・不正利得・第三者行為の状況 (一般)

項目 区分		調 定		収 納		収 入 未 済	
		件 数 件	費 用 額 円	件 数 件	費 用 額 円	件 数 件	費 用 額 円
不当利得 返 還 金	現年度分 A	707	51,645,950	504	47,850,218	203	3,795,732
	過年度分 B	( -1 )	( -63,420 )				
		651	17,012,747	436	6,520,559	215	10,492,188
不正利得徴収金 C		( 0 )	( 0 )				
		0	0	0	0	0	0
第三者行為 賠 償 金	公害分 D	( 0 )	( 0 )				
		31	221,837	31	221,837	0	0
	その他 E	( 0 )	( 0 )				
		103	5,035,230	103	5,035,230	0	0
B + C + D + E 計		( -1 )	( -63,420 )				
		785	22,269,814	570	11,777,626	215	10,492,188

2. 不当利得・不正利得・第三者行為の状況 (退職)

項目 区分		調 定		収 納		収 入 未 済	
		件 数 件	費 用 額 円	件 数 件	費 用 額 円	件 数 件	費 用 額 円
不当利得 返 還 金	現年度分 A	0	0	0	0	0	0
	過年度分 B	( 0 )	( 0 )				
		0	0	0	0	0	0
不正利得徴収金 C		( 0 )	( 0 )				
		0	0	0	0	0	0
第三者行為 賠 償 金	公害分 D	( 0 )	( 0 )				
		0	0	0	0	0	0
	その他 E	( 0 )	( 0 )				
		0	0	0	0	0	0
B + C + D + E 計		( 0 )	( 0 )				
		0	0	0	0	0	0



給付別表 U 表

( 令和4年度 )

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

1. 高額介護合算療養費 (C表 (2) 内訳)

	全体	前期高齢者 (再掲)	70歳以上一般分 (再掲)	70歳以上現役並み (再掲)	未就学児 (再掲)
給付額	3,230,866	1,685,640	1,051,310	317,615	0

2. 高額介護合算療養費 (上記1のうち地方単独事業公費負担医療に係る分)

医療費助成事業名 (法制番号)	全体	前期高齢者 (再掲)	70歳以上一般分 (再掲)	70歳以上現役並み (再掲)	未就学児 (再掲)
老人医療 (法制 No. 41)	0				
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	0	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	1,640,168	467,616	219,373	0	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0				0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0				0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0				
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0				
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0	0
計	1,640,168	467,616	219,373	0	0

ぶんきょうの国保  
(令和5年版)

令和5年9月発行

編集・作成・発行

文京区福祉部国保年金課

〒112-8555

文京区春日一丁目16番21号

電話 03-3812-7111 (内線 2631・2632)